

第3回座間味村議会定例会

第1日目

9月17日

令和7年第3回座間味村議会定例会会議録

招集年月日	令和7年9月17日			
招集場所	座間味村議会議場			
開散会等 日時宣告	開会	令和7年9月17日 午前10時00分 議長宣言		
	散会	令和7年9月17日 午後3時36分 議長宣言		
出席議員 (応招)	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	又吉文江	6番	宮平清志
	2番	西田吉之介	7番	宮平喜文
	3番	垣花太郎		
	5番	中村秀克		
欠席議員 (不応招)	議席番号	氏名	議席番号	氏名
会議録署名議員	2番	西田吉之介	3番	垣花太郎
職務のため議場に出 席した者	事務局長	中村和茂	臨時書記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村長	宮里哲	船舶・観光課長	仲宗根寛
	副村長	宮平真由美	会計課長	宮平壮一郎
	教育長	垣花健	教育課長	糸嶺直生
	総務課長	松田力		
	住民課長	石川聖子		
	産業振興課長	宮平明		

令和7年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

(令和7年9月17日午前10時00分開会)

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第1号～認定第6号まで）
7	認定第1号	令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和7年第3回座間味村議会定例会を開会します。

開会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 西田吉之介議員及び3番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月18日までの2日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

諸般の報告

令和7年6月11日～令和7年9月10日

6月23日	戦後80年沖縄全戦没者追悼式（糸満市摩文仁）
6月26日	例月出納検査（26日～27日）
7月3日	第27回座間味村少年の主張大会（議長）
7月14日	沖縄県農林水産部との行政懇談会（南部地区市町村議会議長会）
8月5日	例月出納検査（8月5日～8月6日）
8月13日	決算監査（8月13日～8月15日）
8月29日	町村議会正副議長、正副委員長研修会（沖縄県町村議会議長会）
8月20日	町村議会事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
8月27日	例月出納検査（27日～28日）
9月3日	令和7年第2回座間味村議会臨時会
9月10日	全員協議会
9月17日	令和7年第3回座間味村議会定例会（17日～18日）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今日から2日間、よろしくお願ひいたします。

それでは令和7年第3回座間味村議会9月定例会行政報告でございます。令和7年第2回座間味村議会定例会、これは7年の6月11日に開会しておりますが、以降の主な事項について行政報告をいたしますが、内容につきましてはお手元にお配りしたとおりでございますので、説明を省かせていただきたいと思います。

以上です。

行政報告

令和7年9月17日

令和7年第2回座間味村議会定例会（令和7年6月11日）以降の主な事項について、行政報告いたします。

令和7年 6月11日	阿嘉区総会
6月13日	沖縄県離島航路確保維持改善協議会
6月16日	座間味老人クラブ総会挨拶
6月18日	大洗水族館、しながわ水族館表敬
6月19日	水族館アトア・須磨水族館表敬
6月20日	外務省沖縄事務所懇談会
〃	マリリンカップ
〃	全国離島振興協議会職員面談
6月21日	サバニ帆走レース
6月23日	沖縄県慰靈祭
6月24日	阿佐区総会
6月25日	NTT部長面談
6月26日	久米島町役場職員面談
6月27日	沖縄県那覇警察署要請
6月28日	ザマミヨットレース
6月 2日	大阪万博視察
7月 5日	キャンプフォスターフェスティバル
7月 8日	自治会館管理組合決算監査
〃	沖縄県町村会理事会
7月11日	沖縄県立小禄高等学校キャリア教育
7月14日	沖縄県農林水産部と南部市町村の行政懇談会
7月15日	那覇警察署長面談
〃	芝岩エンジニアリング会長面談
7月17日	沖縄県町村会定期総会
7月22日	沖縄県介護広域連合運営会議
〃	阿嘉・慶留間島移動交番開所式
7月29日	沖縄子どもウェルビーイングに関する説明会
〃	国土交通行政に関する懇談会
8月 1日	沖縄気象台長面談
8月 4日	ポケフタお披露目会
8月 5日	沖縄県総合事務組合定例議会
〃	みらいおきなわ意見交換会
8月 6日	沖縄県観光政策課意見交換会

8月 6日	沖縄県地域・離島課意見交換会
〃	ヨットレース協賛お札回り
〃	沖縄県離島振興協議会事務調整
8月 7日	沖縄県企業局面談
8月 12日	ヘリーハンセン部長面談
8月 13日	ココヘリ代表面談
8月 19日	三島村行政視察（21日まで）
8月 22日	沖縄県南部土木事務所長面談
〃	ヨットレース協賛お札
〃	那覇市会議員面談
8月 24日	海ブドウ視察ミーティング
〃	沖縄県離島振興協議会会議
〃	沖縄開発金融公庫パートナーシップ会議
8月 25日	万国津梁会議
8月 26日	日本セーリング協会コーチ面談
8月 28日	沖縄県町村会ハワイ視察研修（9月2日まで）
9月 3日	第2回座間味村議会臨時会
〃	郵便局長会会長面談
9月 4日	沖縄県総合事務局運輸部長面談
9月 5日	衆議院議員国場事務所面談
〃	国土交通省面談
9月 9日	沖縄県企画部交通政策課長面談
〃	沖縄県地域医療振興協会意見交換会
〃	「日本の旬」キックオフミーティング
9月 10日	沖縄県国土利用計画審議会
9月 12日	内閣府面談
9月 15日	座間味区、阿嘉区敬老会
9月 16日	国会議員面談

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告を終わります。

日程第5. 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。初めに、2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。本日一日、よろしくお願ひします。一般質問を通告書どおり始めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、継続質問のほうで、今年度のヨットの冬期合宿についてですが、話合いなどが行われたのか進捗を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

おはようございます。本日から2日間、よろしくお願ひいたします。話合いにつきましては、去る8月26日に日本セーリング連盟のコーチと今年度の合宿についてミーティングを行いました。今年度は11月1日から3月22日までの120日間の予定とのことです。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。このヨットの冬期合宿、座間味村の冬の海峡を使って、とてもトレーニングになるということで、それ自体はとてもすばらしいことだと思うんですけれども、それに伴って施設の使用料がこれまで免除になっていたということで、年々免除金額も大きくなつていって、前回の一般質問でも行いましたが、令和6年度で施設の使用料約300万円が免除となっております。村の財政も厳しい中で、こういった利用料というのはしっかりと取らないといけないと思うんですが、今年度はその辺についての話合いはどうだったのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

前回の議会でも御指摘、提案等がありましたので、その費用負担の部分に関しましても話合いを行っております。現在、関係部署と関係機関と協議中となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

来ていただいて、活用してもらうことはとてもいいことだと思います。だからといって利用料免除というのはなかなか腑に落ちない。村民からは利用料を徴収するのにそういった方々からは徴収されないというのはやはり不公平が発生しますし、また11月1日から3月20日まで来るということで、その来るという周知もぜひ広報とか、今は村のLINEもあります。周知していただいて、どういった選手が来て、どういった大会で、どういった成績を収めているとかですね。せっかくオリンピック候補たちが来るのであれば、我々村民も応援できるような連絡、取組、たまにはそういったオリンピック競技者との交流だとか、一緒にトレーニングをするだとか、そういう協力関係を結んでいきながら応援できればと思います。だからといって利用料金が免除というのは話が全く違つてきますので、しっかりと取るべくところは取ってくださいというお願いです。向こうも予算がないわけではないと思いますので。また、12月の議会までには利用料の話だとか、いろいろ具体的に進めていくと思います。その辺をまた継続して質問したいと思います。よろしくお願ひします。次の質問にまいります。

次は、こちらも継続質問ですが、前回の議会で島の家の外壁塗装の助成金についてできないかということでお話をしました。そのときの答弁では、やはりそれぞれの家という財産を村の補助を出して外壁塗装するのは難しいという話がありましたが、その中で村長のほうから外壁塗装にこだわらず、離島の物価高だと資材を買って持ってくるだけでも結構なお金がかかります。そういった離島の問題点に関して、手当てが村費を使わなくてもできるような仕組みができればとありましたが、その後、それについて何か進展があれば伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

おはようございます。本日より2日間よろしくお願ひします。去る6月議会において村長より、先ほど西田議員がおっしゃいました外壁塗装にこだわらず離島遠隔地ならではの問題点に関して手当てのできる仕組みづくり、また日本全国の離島における大きな課題として取り上げていくことも必要ではないかという答弁をさせていただいておりますが、その6月議会から間もないこともあり、現在のところ進展はございません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。6月から僅か3か月しかたっていませんので、進展はないということですが、今年大きな台風の直撃が座間味村のほうはまだなくて、難を迎えることなく夏が終わろうとしていますが、外壁塗装するだけで建物自体を長持ちさせるということは、役場のほうでも長寿命化対策ということでやっているので重々その効果は分かると思います。村の単費で出せないのであれば、それを離島の大きな問題として新たに家を建てるというコストを考えるよりも、今ある既存の建物をどう長持ちさせるか。それがまた家の活用につながり、島ちやびの解消になると思いますので、ぜひ村長、そういった大きい会議に出席するたびに口酸っぱく言っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。6月でもお答えさせていただきました。離島苦、あるいは離島がゆえの厳しさというのは非常に私自身が感じているところでございます。皆さん御承知のとおり、私今、家を改築しておりますし、法外じゃないかというぐらいの契約額で家を造らせていただいているところでございますが、この後、完成後の借金が私にはすごい恐怖でありますけれども、そういった状況が離島にはあるということは常々いろいろな会議で話をさせていただいているところでございます。

先ほどの外壁塗装にこだわらず、離島においての生活苦といいますか、輸送費等から来る物価高、さらに物価高 자체が始まっているということになっていまして、非常に厳しい状況は、私、沖縄県の離島振興協議会の会長、南部市町村会の会長、それから全国の大きな離島の団体がございますが、それぞれ2つとも役員をさせていただいておりますので、事あるごとに国に対してはこういった制度が必要であるということは申し述べさせていただいているところでございます。

しかしながら、各離島の首長の皆さんも同じようなことをそうだと言っていただけるんですが、これを制度していく、予算化していくというのは非常にハードルが高い状況がございます。昨今の国の話で言いますと、税収は上がってきてるものの中の物価高に対する対応がまだまだ追いついていないと私も思っておりますし、それ以外にも、例えば社会保障の部分での歳出がこれからどんどん増えてくるだろうというような状況、さらには政権側の自民党、公明党が単独で政権を取れなくなってしまったということから来る、それ以外の政党からのいろいろな注文、例えばガソリンの暫定税率廃止の問題とか、これは逆に沖縄の離島で言うと高くなるんじゃないかという話があつたり、いろんな環境が変わってきてている状況の中で一つ一つの予算を獲得していくというのは非常に厳しいものがございますが、今私がいただいている役職をフル活用させていただく中で、西田議員がおっしゃっている外壁塗装だけではなくて、離島で生活がしやすい環境というのはこれからも訴え続けてきたいと思っておりますので、何かありましたら援護射撃等含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

次の質問です。こちらも継続質問で村営バスですが、阿嘉慶留間線のバスがまだ運行できていません。これまでいろいろ提案させてもらいました。なかなか運転手が集まらないという話もあります。それであれば阿嘉慶留間線の距離間であれば無人バスを導入できないかということで、今豊見城市が導入して、あと多良間村かな、国の補助を入れて進めています。前回の質問でも話をしました。そのときに実際無人バスがどういうふうに走っているのかとかも検証していく。豊見城市とも連携を取って情報収集しますという話でした。現在の進展状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

西田議員からありました自動運転については、村独自で運行の開始は、車両等が高額であることから現実的ではないと考えております。しかしながら、今年度より沖縄県の事業で多良間村がレベル4の実証実験を行っており、その結果を注視しながら、県へも阿嘉慶留間線で実現できないか、年内をめどに意見交換を行いたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

多良間村のほうで可能であれば、恐らく阿嘉慶留間の距離感で活用できると思います。去年の夏に試験運転をしましたが、やはり村民からもあったほうがいいという声もありますし、観光の方も真夏の暑い中、船を降りて、ニシバマまで歩いて行く方々を見ると、やはり座間味島には村営バスが走っていて、観光の方もこれだけ輸送して、売上げも立っている中で、阿嘉慶留間がなかなかそれが進まないというのは、またここも少し不平等を感じますので、ぜひ無人バス、村の単費で難しいと。多分バスの価格がとんでもない価格になるということで、村独自の財政では難しいということだったので、国との連携をしながらぜひ導入を進めていってほしいと、情報収集を進めていってほしいと思います。

次の質問に行きます。夏の高速船3便目、これまで座間味先行で運航してきましたが、今年のゴールデンウィークから夏にかけて、3便目を阿嘉先行で運航したと思いますが、その結果を、どれくらい前年比で効果があったのか伺ってもよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず阿嘉先行運航については、ゴールデンウィークと7月、8月の3便運航のときに行っております。行った結果、村民や観光客からのクレーム等はなかったので、引き続き次年度以降も実施していきたいと考えております。対前年に比べると乗船率、乗船人数等に変わりはほぼなかったです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これまで課題で阿嘉、慶留間の人が高速船3便、用事がすぐ終わったので早めに切り上げて帰ろうと思っ

てチケットを買いに行くと満席ということで買えないと。その原因は座間味先行のときに座間味島から乗る人間が多すぎて、座間味阿嘉間が満席になるので買えないということで問題提起して、今逆に阿嘉先行で行って、それについて、もちろん那覇から阿嘉に行きたい方、座間味に行きたい方、全員が乗れるようになったと。前年比でまだ数字が出ていないということですけれども、これは来年度以降もこのような形で運航を進めていくお考えですか。また実際に変えてみて、何か課題とかがあればそれも併せて伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに去年までは数件ではありますが、阿嘉島の方が最終便で帰れないという話をいただいておりましたが、今回逆にすることによって1件もそういう事例がありませんでした。なので次年度以降も同様の運航を行っていこうと考えております。また、課題については今現在ないと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。そういう課題が1つ解決されて、阿嘉先行で行うことで、次年度も続けるということで。今のところ阿嘉先行においての課題が特にないということで、引き続き3便目は阿嘉先行で進めていってもらいたいと思います。

次、新規の質問になりますが、まず保育園についてです。先日8月28日に保育所の意見交換会ということで、保育園を幼保連携型の認定こども園の創設についてという要望書を基に、地域住民の方と役場のほうとの話合いに参加させていただきました。そのときに、やはり保育園とかそういう保育を要望するニーズがこれまで長きにわたってあったにもかかわらず、それが実現しなかったということで、改めてなぜそれが実現しなかったのか、その理由を、場所がないのか、それとも人材的なものなのか。お金とか住むところとか、いろんな課題があると思います。それぞれを行政側として把握しているのか。それぞれの課題を明確にできているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。2日間よろしくお願ひいたします。お答えいたします。これまで座間味島での保育所の要望がありましたが、通年を通して保育を必要とする児童が五、六名で推移していくという見込みがありましたので、これまで家庭的保育事業を実施してきました。現時点でお話をしますと、新設する場所はありません。要望のあります座間味幼稚園を利用して幼保連携型のこども園を創設する場合は、改修費用や人件費等の運営費の予算の確保が必要です。公立の場合、運営費は補助金がないため全て村の一般財源で賄う必要がありますが、現時点では将来にわたって運営費を確保することは難しいと考えています。人材については、幼保連携型こども園の場合には幼稚園教諭と保育士、両方の資格が必要で、支援員を含めて10名以上の配置が必要である見込みです。併せて住居の確保も必要となります。現時点で職員を受け入れられる十分な住居はありません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

何ともお先真っ暗な感じがしてしまいますが、この話合いのときに、30年前ぐらいから保育所の課題は挙がっていたそうですが、どこまで本気で保育園を行政として造るのかという気概が見えないまま住民の方との話合いも進められている中で、ニーズはあるけれども、やはり場所がない。人材確保が難しい。今おっしゃった村の単費になるので財源確保が難しい。職員が今すぐ住める住居の提供が難しいということで、どうですかね。今後、島でそういった家庭を持って子育て世代を応援していくはずの座間味村行政運営が、これではなかなか進まないとと思います。家庭的保育をこれまで進めてきたとありましたけれども、家庭的保育では対応しきれない部分が生まれていると思います。課題がこれだけ山積なのももちろん分かりますが、どうにかそれを対処していくという方法があるのか。それともそういった方面を模索していく考えがあるのか、伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

要望のありますこども園の創設につきましては、今後の保育の需要、また運営要件を踏まえながらこども園の開設も将来的には視野に入れて検討してまいりたいと思います。ただ、すぐに実現は、今の制度では難しいということですので、次年度以降、自営業の世帯で繁忙期に子供を預けられるように次年度以降、既存の保育園の定員枠を増員することを今検討しております、受託先に相談しています。また、そのほか9月よりファミサポの利用助成額を増額しておりますので、平日だけではなく、土日、祝日、夜間も利用可能ですので活用していただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。なかなか難しいところではあると思いますが、現場は多分待ってくれないですね。子供たちは日に日に成長しますし、実際に今支援が必要な、村長からも先ほどありました物価高にもなっていく中で、今共働きをしたい、生活費をしっかり稼ぎたいという要望に対して、だらだらするわけにはいかないと思います。28日に行われた保育所の意見交換会を終えて、県のほうのこども未来部子育て支援課のほうに問合せをしました。そうすると、園児とか幼児が座間味村の場合だと19人以下になります。その話合いの場では19人以上いないとそもそもそういった施設が造れないという答弁だったんですが、県に確認すると、19人以上いれば県の管轄でそういった施設ができると。それに対して交付金というか補助金も出ると。でも19人以下になると、今度それは県ではなくて座間味村自体の、その市町村の小規模保育事業になると。村の小規模保育事業になると県とかからはそういった補助が下りないということで、今石川課長がおっしゃった単費でやらないといけないという話になると思います。

そこで質問ですが、座間味村は3島1村で特殊な地理的要因があります。座間味だけに保育園を造ればいいかといったらそうではないと思います。それも踏まえてですけれども、座間味は座間味、阿嘉、慶留間は1つと考えたとして、それぞれの保育園を村で運営したときに必要経費がどれくらいかかるのかという試算とかシミュレーションをしたことがあるか伺ってもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今回小規模離島の認知こども園、保育所のほうの運営状況を確認しました。その中で運営費が約7,000万円の費用がかかる見込みとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これは座間味島と阿嘉、慶留間を入れての試算になりますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは座間味島で幼保連携型こども園を創設した場合になります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今、ネットのほうで「こども家庭計画シート」というふうに検索すると、その自治体とか個人でもいいですけれども、保育園を事業としてやりたい。そういう方々のためにどれぐらいの規模でどれぐらいの経験年数を持った先生がいて、もしくは要望して、園児の人数はどれぐらい、幼児の人数はどれぐらいと細かい数字を入れることで必要経費のシミュレーションができるんですけども、そういうものも活用して出したのが7,000万円という数字になりますか。この7,000万円の根拠を伺ってもよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

この7,000万円は幼保連携型のこども園、一般財源で全て運営費がかかるということで、約20名の定員枠で、職員10名以上の積算を出してあります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。座間味村だけが恐らく近隣離島の中で村営というか公営の保育施設がないという話も挙がっていました。ぜひこの辺は連携して、実際ほかの離島も抱えている課題は一緒だと思います、子供が少ないと、住むところがないという、似たような問題を抱えていると思います。実際座間味村で、座間味島、阿嘉、慶留間で考えたときにどれくらいかかるのかという具体的な数字、実際にやられているところを参考にして数字を洗い出すことでまた新たな課題とか、財源が足りないんだったら、足りないです、だからできませんというのは答えになっていないと思いますので、じゃあその中でどうやって財源を引っ張つてくるかまでも考えていかないと。要はそこに本気で取り組む姿勢を見せてもらわないと、座間味村に子育て世代を誘致しても子供を預けきれないから、それよりはほかのところがいいよねということで、毎年話しています、人口減少に伴うとか。それに対する歯止めというか何というか、せっかく島に来たいというニーズがあるにもかかわらず、そこを行政がサポートしませんと言っているふうに聞こえてしまいかねないので、課題はたくさんあると思います。やることはたくさんあると思いますけれども、だからこそ本気で向き合って、それを解決した先に見える座間味村をどうしていくのかも。今教育委員会のほうでも学校配置の適正人数とか、適正規模について話し合いも進めていると思います。全部いろいろつながって、何か一つだけ直せばいいという問題ではないと思います。住むところもそうだし、お金もそうだし、いろんな課題があるんですけども、ぜひ逃げずに、逆に立ち向かって、村長にばんばん予算取ってきてくれと言えるぐらいしっかり向き合ってもらいたいと思います。その辺はどうでしょうか、一緒にやっていけるかどうか一言い

ただいてもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今後も住民の方と意見交換の場を設けていく予定にしています。その中で座間味島、阿嘉島、慶留間島でどういった保育サービスが、よりよい保育サービスを提供できるか一緒に考えていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひ、よろしくお願ひします。ちらっと昨日のニュースだったか、つくば市のほうは人口が毎年どんどん増えていっている。その背景には市とか行政が教育に対して力を入れることで整った教育が提供できるとか、いろんな家庭、お子さんとか親御さんにとっても学べる場をしっかりとつくることで、やはり住むんだったらつくば市がいいよねということで、そういういた動機づけになると思います。座間味村もしっかりとそういうものをビジョンとして掲げて、安心して教育だとか、政策を村としてしっかりとサポートしますと見せることでこれから島に住みたいという人たちが、移住が進むように一緒に進められればと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

次に農業振興についてです。一般質問通告書にあります第3期座間味村人口ビジョン総合戦略策定会議におけるとありますが、実際この会議のほうは今進めている段階なので、この文言を変えて、12月になると、もう令和8年度の行政の予算を作成する時期になると思います。そこで次年度における農業振興の予算について伺いたいと思うが、少し説明をさせてもらいます。

まず、先ほど第3期座間味村人口ビジョン総合戦略策定会議と言いましたが、この第2期の総合戦略も実は以前つくっていて、それについての反省だとかをこの間の話合いの中で課題に挙がりましたが、反省点の中に第2期総合戦略において、そもそも取り組めていない項目が10項目ほどありました。その1つに農水産業活性化事業、特に農業について取り組めていないという事実がありました。理由について、各農地が小さく生産性を高める工夫にも大きな課題があることを認識しているという記載がありました。実際、座間味村における農業振興の課題は、幾つかできない理由があるんですけれども、まず第一に農業振興に具体的なビジョンがないこと。第二に1筆の面積が小さいこと。第三に闇小作が常習化して農地の相続登記が進んでいないこと。また、その背景には、これは法律上の問題なのでちょっと難しいんですけども、法律で土地とか家屋に関する固定資産税についてですが、土地に当たっては30万円、家屋に当たっては20万円、以下の土地についてはそもそも固定資産税を課さないという。要は30万円未満の畠とかについては税金を取りませんというのがあるので、要は1筆が小さいので税金もかかっていない。その実情がこれまで口約束で畠を貸し借りして、相続登記が進まないまま闇小作が続いてきたという背景があります。これは法律で固定資産税を取らないということなのでどうしようもないんですけども、だからといって相続をしっかりと届出をせずに闇小作を蔓延させるというのは、やはり違いますし、実際県の農業会議のほうからも座間味村は闇小作が多いですねということで指導も受けています。

こういうことを打破する上でも村全体で、まず農業振興をどうしていこうかと。農業委員会のほうでも、私も農業委員ですが、話をする中で、やはりこれだけ観光客が10万人程度来るようになっている中で得るものがないよねと。畠は草ぼうぼうで誰も畠をしていないと。そういう中で観光農園を目指し、村内消費、もしくは観光客、またはふるさと納税の返礼品の三本柱で島野菜や南国フルーツの流通を進めてはどうかという話し合いを農業委員会のほうでも進めています。ただ、そのために必要な畠の基盤整備として、今年度か

ら県の農業会議のほうと伴走支援を受けながら、要は地主を探索して、その地主がもし島に住んでいなかつたらその地主を探さないといけない。その地主の方に今後あなたの所有の畠、ちゃんと畠として活用していく意思はありますかという意向調査をしないといけない。もしこの人がやりますとなったら、それはそれでオーケーですけれども、いやもう私は島にもいないし、畠はできませんというのであれば、今度はそれをしっかりと、次、畠を活用する人につないでいく必要があります。1筆1筆が小さいとやはり生産性は上がりませんので、その畠、隣同士でもいいですけれども、集約してある程度大きな畠の面積が必要になってきます。ただ、課題は今地主さん、ちょっと調べてみたんですけども、座間味学校の体育館裏の畠のほうですが、この間農業会議の方も来て一緒に伴走支援、地主探索をどうするかということで調べました。50人ほどの地主がいらっしゃるんですけども、その中で半分近くが亡くなられている方、ましてや2世代前の名義のまま、何も相続されていない、登記されていない畠があるというのも分かりました。そうすると探索が本当に困難です。今島にいる農業委員会の方にも手伝ってもらって、名前のリストを農地台帳から引っ張ってきて、今この方が島にいるのかどうなのか調べてもらったんですけども、農業委員で島に長らく住んでいる方も誰か分からないと。周りの方に聞き込みをしてもらって、やっと分かった。蓋を開けてみると2世代前の人だということが分かってですね、そうするとその2世代前の方から、果たして配偶者がいるのか、お子さんがいるのか、いる場合、それぞれが今どこにいるのか。2世代前ですから次の世代ももしかしたら亡くなっている方もいるかもしれませんという探索をしていくにはかなりの労働的な壁というか、本当にこれ専属でやる人間を置かないと、片手間でできるような業務ではないです。農業委員でそれもじやあ、あなたたちは農業委員だから、これはあなたたちの仕事でしょうと、私も思ったんですけども、農業委員の手当が月2万円、会長職だと約3万円、それで探索をやると生活ができません。本当に1日8時間頑張っても、その探索だけで村内にいる方を探すだけでも大変ですし、または外国に行っているかもしれない、亡くなっている人とかを探すと、法定相続人を探し出すにはかなりの業務量が必要。農地を推進計画委員という形で新たな委員の募集もできるんですけども、その方々の報酬も月に2万円ぐらいが限度です。これはほかの全国の市町村を調べてもやはり2万円程度と。そうなると進めたいんだけれども、進まないというのがあって、ぜひ次年度こういった農業振興を進める上で、農地の探索業務に専任する方を村で雇用できないか。でこれば役場のOBもしくはOGの方、要は人となりが分かる方。親戚が誰と誰だと分かる方がこの業務に就いてくれればかなりの確立で探索業務が進む。そうすることで農地の活用につながっていくと思います。これまでこういった業務をするという方もいらっしゃいませんでしたし、農業委員も一緒になって農業振興を進めていきたいと思います。

なぜ、私が今長々とこういう話をするかというと、この後に続きます予算とかでも財政がかなり厳しい座間味村、船舶でも厳しい、依存体質、県とか国のお金を頼らないと財政運営ができない状況です。今年度からふるさと納税が始まりました。私のほうも今いらっしゃいます玉城さんのほうで、ふるさと納税の返礼品で、さとふるという業者を入れて進めることになっていますが、私もアップルバナナのほうで返礼品を出してみませんかということで今回挑戦してみました。そうするともう既に10件以上の注文があって、1口1万3,000円で2キロほどのアップルバナナで出店しました。10件ぐらい購入があって、そのうちのこの辺の可能性も含めて資料を配付してもいいですか、議長。

○ 議長（宮平喜文）

はい、いいですよ。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。簡単にですけれども、このふるさと納税を活用して、役場としてどれぐらい収益を上げたいですかという質問をしました。率直に具体的な数字は考えていないですというのが答えでしたけ

れども、幾らぐらいという設定は必要じゃないですかという中で、1, 000万円という数字が出ました。なので1, 000万円を基にざっとですけれども計算をしたのが手元に配った資料です。アップルバナナを1万3, 000円で、農家が3, 000円をいただきます。ふるさと納税返礼品の業務をやってくれる業者、ここがちょっと大ざっぱではありますけれども5, 000円ほど持っていきます。そうすると、座間味村に素直に入ってくるお金は1万3, 000円のうちの5, 000円と。5, 000円で1, 000万円をつくるには幾らか計算すると、返礼品のバナナが2, 000口必要になります。バナナの木1本から大体8キロから10キロほどの実が採れます。それを約2キロの1口をつくるわけですから、少なく見積もっても4つはつくれます。4つで2, 000口を割ると、約500本のバナナの木が必要になってきます。バナナの木というのは20メートル掛ける5メートルで100平米あると10本程度は簡単に植えることができます。それで500本が必要ということで約5, 000平米、分かりやすく広さを考えると、座間味校のグラウンドが約ですけれども、40メートル掛ける80メートルで3, 200平米、つまり座間味校のグラウンドが2個分あればバナナ500本は植えられると。バナナ500本はいけるので、1, 000万円はこれだけの面積があれば行けますよと。理想は5, 000平米の畠がまとまっているほうもいいんですけれども、まとまっているなくても、どれぐらいだろうか、小さい畠で畠で10畠とか15畠ぐらいで1筆という畠もありますので、この農地を集約して生産性とか効率性を上げることが必要だと思います。これは今ふるさと納税だけでの試算ですけれども、これが観光と農業と関わることでさらなる相乗効果、もしくは私はバナナよりはこれがいいと思うという形でいろんな返礼品が増えることで、ただの農業振興だけでなく、ふるさと納税を活用することをしっかりと役場にもお金が落ちると。そういう形で進めていきたいというのもあって、今資料をお渡ししました。これを進める上での課題が農地の集積なんです。

そこで質問に戻りますが、ぜひ検討していただきたいです。この農業振興予算、次年度はどのように考えているのか、もし計画があれば伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

今、西田議員に説明いただいたとおり、課題としてはおっしゃっていたとおり、相続未登記の農地が多数あるということが課題だと考えております。先ほど西田議員が、前々から、今の説明の前から提案いただいている、専任の人材の雇用、これは次年度以降確保できるように検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今、座間味村には約5, 000筆ほどの畠があります。その5, 000筆のほとんどが恐らくちゃんとした相続登記をされていません。未活用の畠もたくさんあります。学校のグラウンド2個分だと、古座間味ビーチの隣の畠だと優に使える広さはあると思いますし、点在していてもいいので、ぜひ農業振興を進めることで村の財政もしっかりと潤うような、アップルバナナがこれだけ注文来るとは思っていませんでした、私も。もし、農家の手数料というか、報酬3, 000円が安いであれば、これは自分で設定できますので、私は3, 000円に設定して1万3, 000円で出しましたが、もっといいのをつくれるよとか、もっと付加価値を高めていこうというのであれば、4, 000円、5, 000円、要はふるさと納税を活用する方がそれでもいいと思えるような売り方をするのが、今度我々が考えていかないといけないことで、実際にふるさと納税を活用して数百万円、数千万円の収益だったものが億を超える収入として市町村に入ってくるという事例も調べれば全国にたくさんあります。ぜひ我々もウィン・ウィンで両立して、島の方々の畠を活用し

て、しっかりと収益性を高めるとともに、村としてもちゃんと収益を確保するという考え方で農業振興を。もちろんここには漁業振興も関わってくると思います。山だけでなく海の振興も必要だと思いますので、ぜひその辺に予算を入れていただきたいと思います。

次、最後の質問になりますが、空き家対策についてお伺いします。離島とか過疎地域の空き家について、沖縄県のほうが新たに支援を始めるという報道がありました。本村でも課題である空き家について、これまでも対策をどのように進めたらいいかという話し合がありました。県のほうに実際に電話して聞くと、今年度予算立てして、次年度から伴走支援という形で、これまで垣花太郎議員とか私が言っていた島で言う空き家、要は家主も分かるというところで、ただ年に1回、2回しか帰ってこない。けどずっと誰も住んでいない。そういう空き家の活用が公営住宅とか村営住宅を新しく造るよりも、費用をかけないで話し合いを進めることで活用できないかというので、やはりそこに行政の力も貸してくれという話を進めてきました。県のほうが今年度、今月か9月定例会で予算を取って進めるということで、大宜味村と国頭村、東村、そして渡名喜村、この4つの村を伴走支援するということで説明をいただきました。県が窓口になってこの家主、地主との話をして借り上げて、またそれをリノベーションというか少し手を加えて貸し出すという仕組みづくりを行うそうです。どうにか座間味村もそこに入れませんかと聞いたら、いや、もう4村で埋まっていますということで、ただ横展開というか、そこで得たノウハウを離島とか僻地、過疎地域に応用していくことは県も考えていますということだったので、じゃあぜひ座間味村のほうも住むところ問題、課題がたくさんありますのでぜひ力を貸してくださいという話をさせてもらいました。

そこで、本村でも課題であるこの空き家対策について、県とどのように連携を図っていくか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

おはようございます。2日間よろしくお願ひします。今、西田議員からありましたように、私たちのほうも県の地域離島課のほうからこの伴走支援についての説明をしに、わざわざ座間味村までいらしていただいて説明を受けております。今、西田議員からあった中で、伴走支援の中でも、今渡名喜村とか大宜味村が行うのは、恐らくまずは村が空き家の地主と交渉して、それがオーケーだったら支援という、お金が下りてくるというところなので、空き家を1から10まで県のほうが支援するというところではないので、そこはちょっと勘違いがあるかなと思いますので、御理解いただきたいと思います。村としてもその説明を受けております。次年度以降についての話しもさせていただいて、これはいわゆる過疎債とかそういうものを充当することによって資金を活用できるという話でございます。条件としましては、やはり空き家の地主と村が交渉して、その地主の了承を得た後でそういう付交付金を下ろすというのが条件でございます。基本的に今村として考えていますので、今回の9月の補正予算でも出させてもらっています空き家対策の計画策定に関する事業費も組ませていただいております。これも一緒に並行しながら、今職員のほうで実際村内の空き家の調査を行っております。その空き家の数も含めながら、この空き家利用対策について計画を策定して、次年度の当初に間に合うか分かりませんが、県と相談しながら交付金とか予算も活用していくような考えを持っているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。まず村が空き家の全体を把握するということが必要と言っていましたが、確認ですけれども、空き家の定義、これまで我々が言う空き家の定義と行政側が言う空き家の定義にちょっと違う

部分もありました。今回の計画を策定するに当たって、空き家の定義、どこまで入ってくるのか伺っていいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今、村で調査しているのが、まず利用されていないところ。現にお盆とかの行事に帰ってきているのか帰ってきていないのか、分からぬところも含めて現在調査しております。ちなみに、参考で確定ではないんですが、そいつた家を含めますと座間味で12件、阿佐区で2件、阿真区で8件、阿嘉区23件、慶留間区で5件という状況になっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

もう一度確認します。年に一度、もしくは二度帰ってくるような家も対象になるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今御指摘にあったとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

行政が間に入ってくれることで、貸すほうも安心できる部分のメリットもあると思います。これまで村民同士でとか、我々も島の空き家、家主に話を伺うこともあったんですけども、どうしても貸したら帰ってこないという恐怖だとか、借りる人間がどういう人間か分からぬだとか、仮壇があるから貸せないだとか、我々もいろいろ話をする中でなかなか借りることの難しさというのを本当に痛感しました。仮壇は年に1回、2回しか帰ってきて見ていないんだったら、それは仮壇を見ていると言えるんですかと、けんかしたこともあります。仮壇を動かせばいいんじゃないですかと言って、怒鳴られたこともあります。「簡単に仮壇を動かせって、お前が言うな」と怒られたこともあります。でも実情、住むところがなくて定住につながらない。学校の生徒数は少なくなっていく。このままだと学校の統廃合問題を考える前に現実が先になりますよという、ちょっと半ば強引ですけれども、極論を島でもお話しすると、分かっているけどこれまで目を背けていた部分もあって、これは行政だけではなく地域の方もみんなでこの島の未来をどうするかと考えると、やはり住んでいない家を活用できるような形で行政も間に入ってもらって、家主も一緒に考えていく必要があると思いますので、ぜひ松田課長、計画策定の段階で、もし阿嘉のほうでも二十何件あるとおしゃっていました。太郎議員も私も阿嘉にいますので、力が必要なときはぜひ声をかけてください。地域の方々のいろんな話も一緒に進めていければと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

引き続き、1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。今日、明日、よろしくお願ひいたします。通告書どおりに質問させていただきます。まず、継続質問でこども園の要望についてお伺いいたします。先ほど西田議員からもいろいろ聞いたことがあったので、先ほどの話も踏まえて、村長として、この要望書を4月に住民のほうから、若い青年会とかくじら文庫の代表たちが要望書を出しました。前回も聞いたんですけども、前回のお話だと村長は選挙等がありバタバタしていて、はつきりどういう方向で要望書に関しての意見というのをいろいろ政策があるので、優先順位があるということではつきりしたことは聞けませんでした。3か月して落ち着いた頃だと思います。まず、村長の御意見、この要望書に関して行政のトップとしてどういうお考えなのか、まずお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願ひいたします。この子育て支援に関しましては、4月に要望を確かにいただきました。その後、選挙がございましたので、私も立候補しましたが、もちろん対抗馬がいて選挙があったということもございましたので、細かい話をする時間的な余裕もございませんでしたし、6月議会は選挙が終わってからということでございましたが、選挙後間もないこともありますので、踏み込んだ発言は控えさせていただいていたところです。しかしながら、今回の要望書をいただく前から、先ほど西田議員からもありましたとおり、子育て支援については課題が多いんじゃないですかという話をずっと今議会、今議会というのは今日という意味ではなくて、今の議員の皆さんになってから議論をさせていただいているところです。

冒頭で話をさせていただきたいのは、この間、何もしていなかったのかという話でございますが、まずは私が村長になってからということではなく、3代前の村長のときぐらいからの簡単な話だけ最初でさせていただきますと、座間味村においては先行して幼稚園において3年保育をさせていただきましたというのが大前提としてありました。これは私がやった施策ではないんですが、そういったことも含めて少しづつ改善ができるように、行政としてもその当時からいろいろのことを考えていましたのではないかと推察がされます。私になりまして、さらに要望がございましたので、幼稚園園舎の建て替えをはじめとしていろいろな仕組みをつくる中で、民間の事業所による保育所の立ち上げ、それからファミリーサポートセンターの設置ということでこれまでの子育て支援から1つステップアップをさせていただいたというふうに認識しております。そういう中で今議会の中からいろいろな提案、あるいは質問が来る状況の中で、4月にいただいた後に、3月議会、それから6月議会でも話をさせていただいた当事者の保護者の皆様方と行政の間での意見交換会をさせていただきますというふうなことをさせていただく中で、まず今やりますのは、今回の9月定期会で出せますと、先ほど説明がございましたファミリーサポート事業をしっかりと充実させていただきたい。まず、できることを少しづつでも前へ進めたいということで、助成額の増額をさせていただくことで、よりファミリーサポート事業を使い勝手のいいような形にさせていただきたいという話をさせていただいているところがこれまでの流れだと認識をしております。

だからといってこれで終わるかという話でございますが、保護者の皆様方と私たち副村長、それと担当課長を筆頭に意見交換をさせていただいている中で、まだまだ意見交換は足りないと思っておりますから、しっかりと意見を拝聴する中でどういったものが必要なのかというのをまた考えていくたいと思っておりますし、全く後ろ向きではないということは最初のほうで申し上げさせていただきたい。それと併せて、じゃ

あ座間味だけですかという話、実際に座間味のほうは子供が非常に多ございますので、やはり必要性を感じている部分もありますが、一方で阿嘉、慶留間におきましては人口減少が座間味村の中では著しいということもございますが、そういった中でもお子様が産れますという話も聞いておりますので、座間味だけではなくて、阿嘉、慶留間もどういったサポートができるかというのを同時進行で考えないと考えております。阿嘉、慶留間につきましては、来年の4月をめどに、今ある施設の一部を活用して、座間味にある今の保育所と同様な保育サービスができるような環境をつくれるのではないかということで、今事業展開をさせていただけるよう考へておるところでございます。

それから先ほど話がありました、新たな幼保連携一体型、それに関しましても全く検討していないわけではなくて担当のほうでは考へておるところもございます。しかしながら、先ほど話がございました運営費が7,000万円ぐらいかかるんじやないかという予測がある。これは座間味だけつくった場合ということになりますので、阿嘉、慶留間を含めた場合にどのぐらいの費用が必要なのか。併せてそれを設置する場合に、例えば連携型にする場合には今の幼稚園の施設の内容、箱物の内容で足りるのかどうか、大きさだけではなくて設備の問題とかそういったことも含めて考えますと、7,000万円プラスアルファ設備投資ということになろうかと思っております。現在非常に潤沢な財政状況ではないという状況も含めて考えますと、この7,000万円をいかに捻出していくのか。あるいは離島相当というような考え方の中で、制度の見方、あるいは制度の解釈を変えることができれば、またいろいろなことができるのではないかというふうにも考へておるところあります。それと併せて7,000万円という数字は、確かにそれぐらいの人数がいて、その人数のために10名雇わなければいけないという仮定の下で7,000万円というのであれば、やるとすればそれはしっかりと準備しないといけない部分もございますが、これが毎年続くのかどうかというところもございます。ちなみに、私の、私も58歳で大分おじいちゃんになってきましたが、子供を3名育てておりますし、皆さんお子様がいるかと思いますが、長女、次女、長男と3人の子供がおります。長女が平成8年、次女が平成12年、そして長男が平成4年生まれですけれども、当時の同級生がどういう状況だったかという話をさせていただきますと、私の話で申し訳ですが、長女のときにはたしか14名ぐらいの同級生がありました。次女のときはガクッと下がって3名、そして長男のときにまた10名ということで、子供たちの生れる人数というのは年によってばらつきが出てくるのは仕方ないんじゃないかな。特に離島におきましては、都市部とかある程度の人口形態があるところでは見込みが立つような、一定数の子供たちが生まれて、その中でどれぐらいの施設が適当なのか、ちょっと大きめに造ったほうがいいのかという話になろうかと思いますが、先ほどの話、19名以上なのか19名以下なのか、私は精査していませんので、その19名というのを例えば1つの目安として考へた場合、未来永劫それぐらいの数字が来るのかどうか。というのは、向こう3年間は、例えば10名いますとか、19名いますという話になったとしても、そのときにそれだけの人数に対して10名の職員が必要なので、もうもう入れて7,000万円ですよという話で、その数字が一一数字と言ったら失礼な言い方ですが、子供たちの数が一定程度いれば、しっかりと将来にわたって、じゃあどういった形で収入を得るかというのは考へますが、その7,000万円という数字を未来永劫頑張れるようにしていこうというふうになると思いますが、その中でいろんなことを考へないといけないというのも私たち行政側にあるというのは、まずは御承知おきをいただきたいと思っています。だからといって全く何もしないということではありませんので、まず今、私が考へているのは、しっかりと意見交換会の中で行政側の考え方、あるいは財政も含めた話もさせていただきつつも、親御さんたちがどういうふうなことを考へていて、どういったものが欲しいのか。行政が考へているのが100%できるということ、絶対そういうふうなことをしたいということでもなく、逆にまた親御さんたちが望んでいるのが100%できるのかどうか分かりませんけれども、しっかりと議論をする中で、お互いがある程度納得できるような、一番のベスト

は納得できるような。そうじゃなければ多少お互いが妥協しながらでも造れるような施設環境をつくっていきたいというのが私の考えでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。7,000万円、7,000万円と先ほどから出ているんですが、今実際、家庭的保育に1,348万円、そして幼稚園に4,327万円の運営費がかかっています。というと合計すると5,675万円ぐらいですけれども、その中に補助金も少しあります。補助金なしで一般会計から出しているのが4,000万円ぐらいです。幼稚園と保育園を入れてですね。さっきずっと話しているこども園というのは幼稚園から保育園までの施設です。すると、7,000万円はあと3,000万円頑張れば運営はできます。また、時代は変わっています。両親が働きながら税金もしっかり納めます。それで村の収入もある程度上がると思います。だからそういういろいろなことを考えて、時代とともに、保育環境、ただ子供を預ければいいと誰も思っていません。大事な子供です。専門の保育士、幼稚園教諭の方々に見てもらうのはとても当たり前のことだと思うし、ほかの地方ではそれができて、なぜ座間味村にそれができないのかという、お母さん方、お父さん方のジレンマがあって今回のこういう要望書になったと思います。ほかの市町村にこれができる、なぜできないのか。座間味だけが子供にかけるお金、それができないのかということもあります。今、この島の若い人たちがほかの離島に比べれば全然多いと思います。それをぜひ維持していただいて、いろんな離島苦の1つの問題だと思います、今回の保育所問題は。そういう中でぜひ、観光も大事かもしれません、住民サービスというところで行政は頑張らないといけないと私は思っています。官民一体の住宅も造っています。あそこは保育士の資格がある方が入れる住宅もあります。住宅がないとかそういうのではなくてあると思います。ちゃんとそういう人たちを入れて運営していくには、絶対できる。夢ではない無理なことではない。絶対できることだと私は思っています。ぜひ、Uターンで帰ってくる若者たちのために子供の保育環境、親の働く環境、そして実際に幼稚園に入っても預かりで、こども園だったら預かりも可能です。そういういろんな面で私はこども園を前から訴えているんですけれども、次の2回目の話しもあると聞いています。これからもっと前向きに行政として考えていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

又吉議員のおっしゃることを全否定するつもりは全然ございませんし、むしろ一緒にございます。村がこれからどうしたら元気になっていくか、今以上に元気になっていくかということはとても大切なことで、これはまさしく子供たちがいっぱいいるというのは元気の証だというふうに考えております。それは私がずっと考えていることでございますので、基本的に何もやらないということは一言も言っておりませんし、ただ、お言葉を返すようで大変申し訳ないんですが、先立つものは考えないといけないよということは言わせていただきたいことと、それから住宅も、私になってですね、実はパッと計算しただけで、私が村長をやらせていただいて50世帯分ぐらいの住宅もいろいろな形で整備をさせていただきました。それはですね、やはり観光産業を中心とした産業をしっかりと根づかせることでUターンをしてほしい、Iターンをしてほしい。そのときにIターン、Uターンしても住むところがないよね。起業したいけれども住むところがないよねということで住宅整備もさせていただきました。私が思うに、いろいろな公約を掲げていろんな市町村長さんが当選していくますが、教育を一生懸命するんだ、福祉を一生懸命するんだ、財政健全化だ、行革だといろんなことを言って公約に掲げて当選するんですが、究極の目的といいますか、目標はなにかというと、やはり

人口を減らさないためには何をすべきかというのが最終的に行き着くところでありまして、その手段と言つたら失礼な言い方ですけれども、福祉、あるいは教育、行財政改革、いろんなことをしていくんだというふうに考えているところです。その中で私は、しっかりと産業を育成しながら定住促進して、Uターン、Iターンを促進することでここに人が住む。そのことで教育の格差の是正ができるんじやないかとかいろんなことを考える中で、もちろん子供の子育てについてもですね、私も子育てをした親の一人でございますので、全くノーということではないということはまず御承知おきいただきたいのと、まず今考えているのはしっかりと行政の担当職員と親御さん方が話をしております。予算取りも必要であればさせていただいて、それなりの施設を座間味にも、阿嘉にも、慶留間にも造っていきたい。それは基本的な考え方としてございますので、ぜひともこれからもいろいろな議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

次に、また村長にお答えしていただきたいのですけれども、阿真の交流センターに長年置かれているランニングマシンについて、前回は前向きに、早めに置ける場所を考えて、早急に進めてまいりたいということでしたが、その後、今のところ全然動きがないので再度質問いたします。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私のほうで回答させていただきます。このランニングマシンにつきましては、思った以上に物が大きかったということでなかなか置く場所がなかったということが1つございます。その間にローイングマシンという機械もございまして、そういうものも寄贈でいただいておりまして、そちらのニーズが高かったものですから先に置かせていただいている状況ですが、そうするとなかなか置く場所がないということで、これまでも前向きに置く場所を探していきますねという話で回答させていただいたところでございます。今般、6月議会を終えまして、教育委員会との調整も終わりました。教育委員会にもお願いをさせていただく中で、今一番起きやすい場所として児童生徒交流センターのロビーのほうに、非常に大きい場所がございますので、ただそちらに関してはまだ200ボルトの電源が来ていない状況がありますが、補正予算等を活用して、そこにまずは置かせていただくということで今話を進めているというところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは5台とも全部あそこに並べるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

5台全部置けるかどうかの細かいところまではまだ確認をしておりませんが、まずそこに設置して活用できるような環境を整えるということを今考えているところです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

トレーニングルームとして、歴史文化・健康づくりセンターがありますけれども、そこではないんですね。

全部5台、交流センターに置かれるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

5台ということは明言できませんが、あの場所に広げてみて、今は梱包されておりますので、まず工事をさせていただくことが1つ。そして梱包を解きながら、あの広さで5台、あるいは何台置けるかということを考えていきたいというのがまず1つでございます。そしてそこに置いて、まだ余るようであれば、またそれなりの考え方もしていかないといけないと思いますし、需要に応じて、いただいたものですから、しっかりと活用したいとは思っておりますけれども、まずはあの場所に何台置けるのか。電圧を変える工事をさせていただく中でそこに機材を置かせていただく。5台置けるのであれば5台置いてもいいのではないかと私は思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ウォーキングもできるランニングマシンですけれども、それをやるためにだけあそこに行って、ほかのトレーニングは歴史文化・健康づくりセンターという形になると、もし設置したときに、住民が本当に使えるのかなと。また、管理者がそこにいるのかということが不安な状態になりますけれども、これはヨットの人たちのためにですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この使い方につきましては、これからしっかりと議論を庁内でしていかないといけないと考えておりますが、セーリングの皆さんからの要望も含めての、各種機材を無償で提供していただいたという経緯はありますので、もちろんヨットの皆さんにも必要であれば活用していただきたいと思っております。おっしゃるように、同じ場所にあったほうがいいというのは重々承知しております。ただ、スペース的に思った以上に大きかったというのも含めて、今、ローイングマシンが増えてきたというのもありますので、なかなかあの場所に今置ける状態じゃない。でもいただいたものをせっかく使わないんですかというこれまでの質問も、確かに間違いではないと思っておりますので、いただいたものをしっかりと有効活用するために、まずはそういった形で、なかなか今の歴史文化・健康づくりセンターの中では置くスペースが見つからなかつたこともありますので、まずいただいたものをしっかりと活用できる環境をまずは整えていきたいということございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

あそこに置いて村民に有効活用ができるのかなというのが、誰もいないところで、さっきも言ったんすけれども、管理者がいない場所でイメージ的には全然有効活用できるような状態じゃない。できれば歴史文化・健康づくりセンターとか、前におっしゃっていましたけれども偕生園とか、座間味だけランニングマシンがあるのも変だと思いますので、阿嘉、慶留間にも有効活用できるように考えていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

言うのを忘れていましたが、阿嘉の方々からも要望はございます。ぜひそういったのを阿嘉、慶留間にも置いてほしいという話もございますので、これは住民の方からいただいた御意見でしたので、前向きに検討したいという話をさせていただいております。ただ、置く場所がどうなるかというところと管理をどうするかというところのハードルはありますけれども、阿嘉島の皆様、慶留間島の皆様の要望にも応えるべく、既存のマシン、あるいは必要であればそれ以上のマシンを贈呈いただくことができるのであれば、阿嘉、慶留間にも同じような環境を造っていきたい。そうすることである程度スペースが空けば、また今の歴史文化・健康づくりセンターの中にローイングマシンが置けるのではないかというところも、私ほうでは考えているところでございますし、その辺は担当の仲宗根課長とも情報共有しているところでございます。御提案ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

有効活用ができるようにお願いします。

次に停電時の放送についてお伺いいたします。6月の議会において、今回防災体制強化事業で6,800万円の費用をかけて行われることになっております。これはいざというときに情報の提供、住民向けに大変重要だと私も考えています。不確かな情報や混乱を招かないようにするのも確かな情報の提供ということで防災の配信の強化ということを考えています。特に離島では生活に直面する大事な情報、断水、停電、船舶の欠航、医療等の何かがあるときには流すという伝達がこの防災無線で行われるべき内容かと思います。ただその中で沖縄電力との関係をお伺いいたします。離島では、台風や船の欠航で電力の復旧が遅れる場合もあります。その中で電力の情報は大変重要になり、先日沖電企業の在住の方にお話を伺いました。停電の場合、情報の提供はどうしていますかというと、沖縄電力のホームページで確認してほしいということでした。この間の大きな台風ではなかったんですけども、影響を受けて阿佐地区で2回ぐらい停電がありました。そのときに防災無線の放送がなくて、停電しているのは阿佐地区だけということがあって、なぜ防災無線で停電の放送をしないのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今又吉議員からありましたように、沖電に確認したところ、ホームページで御確認くださいというお話があつたと思いますが、村も同様でございます。まず停電情報につきましては役場においても、住民の皆様と同様に沖縄電力から情報を得る形となります。停電に関する詳細情報や状況確認について、役場が沖縄電力に直接連絡して状況を把握する手段は村民と同様ありません。沖縄電力カスタマーセンターを通じて問合せする体制となっているのが現状でございます。現時点で停電について、役場が沖縄電力に働きかける範囲は限られておりますので御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

沖縄電力のホームページを見ると、座間味村と沖縄電力の災害時における相互連携に関する協定書というのがあります。これは御存じですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

沖縄電力との災害時の協定につきましては、こういった情報ではなく、災害時の後の復旧のための内容になっております。例えば停電が長時間続いたときに、村と県と連携して災害応援要請とかそういった内容になっております。今回も直前で決まったんですが、阿佐区の復旧につきましても、それは沖縄電力と県のほうで連携して急遽ヘリで災害復旧ということで、最後に決定した後に村に連絡があって、村から県に今度はヘリを要請するという形になっていますので、今回もそのような手段を使ってこの連携を生かさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

協定の概要の中に停電情報の周知というのがあります。その中で沖縄電力は長時間停電している地域へ、停電情報の周知が必要になった場合、座間味村が所有する防災無線等の利用について要請できるものとし、座間味村はこれに協力するというところがありました。長時間というのは解釈の仕方があるのかなと思うんですけれども、やっぱり停電になったら人は不安になります。ホームページを見てほしいと言われても、停電で電気がつかなかつたらパソコンも動きません。若い人たちは携帯とかモバイルバッテリーとかを持っていらっしゃるのでそういう情報はつかめると思いますが、年配の人たちとかそういう情報が分からぬ。なぜ停電したのかというか、うちだけなのかとか、どこでどうなっているのかとか、なぜ停電しているのかという不安が襲います。そういうときに防災無線として、「ただいま阿佐地区で停電が起きています」とかそれだけの情報でいいので、うちだけなのか、座間味も停電なのか、この島全部が停電なのかとかそういう情報というのはなかなかお年寄りは分かりません。防災無線があるのであれば、役場が知り得ている情報を流すべきだと思いますが、それについては。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの協定の話でもありますけれども、長時間にわたりという解釈はどうなのかというところは私も知りません。調べないといけないと思いますけれども。基本的に事業主たる沖縄電力のほうから座間味村で放送してほしいという趣旨のお願いといいますか、話があったときに私たちは放送しますよというのが先ほどの災害の協定の中身、読み解くとそういう形になっていると思います。私たちが情報を取りに行かないとかということではなくてですね。そういう状況の中で情報を取りにいっても電話がつながらない状況が非常に多かったりします。いろんなパターンがございますが、せんだっての7月ですか、阿佐区が停電したとき、私ももちろん島おりましたので確認しましたが、あのときは阿佐区に関しては全ての世帯とは言いませんけれども、区長を中心にある程度グループLINEを区の皆さんで持っていて、その辺の情報共有をしていますよという話がございましたので、その辺の情報共有はしていたのかなということと、先ほど松田のほうから、復旧でヘリが飛んできたという話がありましたが、あれは説明はちょっと違っていて、正式なところで言うと、沖縄電力と海上保安庁が災害に関する協定を結んでいるということで、沖縄電力が座間味村の阿佐地区で停電が起こっているために渡りたいんだけれども、船が出ません。自衛隊も今のところなかなか飛ばないんですが、海上保安庁は飛ばせますかということで、沖縄電力と海上保安庁の間での災害応援協定に基づいて座間味に飛んできていたいで、停電復旧をしたという状況がございます。それから3年前に台風が往復したとき、あのときはひどいことになりました。20年前にも同じようなことがございましたが、そ

のときに初めて活用させていただいたのが、沖縄県のほうに提言をさせていただいて、これは電気だけではなくて、通信についても非常に厳しかったものですから、沖縄県庁の中に沖縄電力、海上保安庁、自衛隊、携帯電話のキャリア、ドコモ、au、ソフトバンクも入っていたと思うんですが、そういう方々を県庁に集めて、沖縄県の課長クラスの人が県庁に詰めて、座間味担当を決めて、渡嘉敷担当を決めて、沖縄本島の周辺離島、そこの今困っている状況というのを集約して、役場から聞き取りをして、各会社、電力であったり通信であったり、自衛隊であったり保安庁であったり、そういうところに情報提供をすることで迅速な対応ができるような環境づくりをしましょうということを、実際に3年前にお願いをしてそういう体制を構築したりということもさせていただいておりますので、そういう中でしっかりとやっていきたいと思っております。台風の中で、役場の職員もそれぞれの担当部署の中でいろんな対応をさせていただいたり、不安である高齢者に対しては役場に自主避難をしてお願いしたり、あるいは定期的に連絡を取り合ったりということで、役場の職員として、あるいは行政としてできることはしっかりとさせていただいておりますし、また電力のほうからこういった停電があります。復旧見込みが立ちません。あるいはどれぐらいで復旧します。見込みがありますということをぜひ放送したいということがあればですね、積極的に私たちもその災害応援協定に基づいて放送なりをさせていただくんですが、現在、防災無線の改良を行っているところですが、停電になったときに、今の防災無線で確実に住民の皆さんに情報提供ができるかというのは非常に微妙なところがありまして、そこも改善しますが、ただ、そうは言っても外のスピーカーで台風時にこの防災無線が聞けるかというところもございますので、電気がなくなったら電話も使えなくなるよねということもあります、ホームページ、あるいは公式のLINEも改良させていただいたりとかしております。いろんなツールを使って適確に現状の情報提供をさせていただくように私たちはこれからも努めていきたいと思いますので、ぜひとも御協力をよろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほど村長がおっしゃっていた復旧作業を行っていますとか、船が向かっているのでもうすばらくお待ちくださいとかという情報は防災無線では流せないんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

例えば、この前の阿佐地区の停電においては、ヘリが飛ぶかどうかというのはその瞬間まで分からんですね。ヘリコプターのパイロット、それから司令塔を含めて、例えば午後3時に飛ばす予定ですということで電力のスタッフがきました。資材を持って準備しているんですけども、予報よりも予想以上に風が強かったとか、やっぱり飛ばせないとか幾らもあるんです。ですからこういうことを計画していますと言つてしまつたときに、それを期待してできなかつたときのことも考えないといけないと思いますし、過剰に期待をさせることはやはり私たちはすべきではないんじゃないかな。こういったことを考えていますよぐらいのことは言ってもいいかも知れないんですが、仮に飛ばなかつたときのことも考えたりするとですね、やはりこういう情報というのはなかなか表に出しづらい部分がございますので、そこは私たちだけではなくて海上保安庁だったり、ときには自衛隊、そして電力会社になるのか、あるいは通信会社になるかと思いますけども、そういうところとしっかりと連絡を取りながらも、どこまで情報を開示していくかというのは、又吉議員のおっしゃることはよく分かるんです。私も提供したいし、聞きたいし、なんですが、どこまで、どの時間でしゃべつたらいいのか。公開したらいいのかというのは非常に悩ましいところなので、これから

もいろいろと勉強させていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

沖縄電力との協定があるので、もう少し密になって、本当に住民としては冷蔵庫を開けようか開けまいか、あとどのくらいかかるのかなと思いながら、これはちょっと長くかかるのかなとか、それは自己で判断することではあるんですけども、情報の提供というのは本当に災害時においてとても大事なことだと私は思います。ですので、ぜひそういうことも考えながら、沖縄電力ともう少し密にできたら、もしホームページを役場が見て、そして座間味区だけ停電なんだと、ほか慶留間が停電なんだと、そういう情報だけでもホームページを見て防災無線で流してあげる。親戚とか一部だったら、うちにお風呂に入りにおいてとかということもできると思います。そういうふうになってほしいと、再三、前、区長のときにも私は言ったんですけども、お願ひしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私も全く気持ちは一緒でございますということだけは伝えさせてください。それと災害時ですので、お互いに家の中にいるというのが大前提だと思っております。そういったことも含めて、停電が起こったことを知らせることも大切ですが、その後どういったリカバリーができるのかというのを、行政ができるのか、お手伝いができるのかというのをやるのが一番最優先事項になるのかなというふうにも思っているところもございます。個人個人の考え方というのは多少違ってくるとは思いますけれども、できるだけ住民の皆さんができる災害時においても安心して生活ができる環境を構築していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

次の質問に行きます。日本セーリング協会の強化合宿について、先ほど吉之介議員もおっしゃったんですけども、それについてお伺いします。今日の話の中で8月二十何日ですか、セーリング協会と会合があつたと課長がおっしゃっていました。6月の定例議会の行政報告に、4月15日、日本セーリング協会と村長が面談しています。そのとき村長はセーリング連盟とセーリング強化拠点整備に関する覚書を交わしていることがホームページから知りました。6月の報告ではセーリング連盟と面談ということであったんですけども、それはわざわざそういう覚書を交わすために行かれたんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

はい、そのとおりでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そのときは村長1人ですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私1人です。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そのときも覚書の内容的なものはお互いで確認して、調定する、署名するだけだったんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

基本的なところに関しましては、事前に内容を把握させていただいた上で、あちらの代表と、私は座間味村の代表ということで直接お会いをして、その場でサインをさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

先ほども座間味村で1月1日から5か月間にわたり強化合宿が始まります。セーリング連盟のホームページを見ますと、日本では和歌山にあるナショナルトレーニングセンターというところと、これは多分国の管轄の施設なのかと思います。立派な施設があります。それに鳥取県の境港、そして神奈川県の江ノ島、これは県の管轄の委託で民間が運営している施設だと思います。それと座間味村を入れたら4か所の強化合宿所ということですね。単純に考えると1年のうちに、ほかの3か所では何日のトレーニングが行われるか分かりますか。座間味村は5か月トレーニングをするということは、年間を通してかなりのウエートを座間味村に置くことだと思います。その面談のときにいろいろお話をしたと思うのですが、どんなお話をしたか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

推察も含めて話をさせていただきます。ほかの強化指定地域でどれだけの日数、回数をやっているかというのは承知しておりません。私どものところでこれだけの期間で何回来て、合計何日合宿しますということしか把握していない。それは先ほど課長から話があったとおりでございます。沖縄県全体で言えることすれども、スポーツコンベンションということでスポーツ誘致をさせていただいております。県全体で言いましたら、野球が有名ですが、野球、サッカー、その他もろもろのものが来ますが、セーリングにおきましても沖縄でずっと練習をしたいということで、一番メインは座間味で、あとそれ以外のセーリングでいいますと与那原とか宜野湾でもウインドサーフィンとかをやってたりという話を聞いております。なぜ、これだけ座間味ですかということは、練習環境が整っているという意味で言いますと、風が強かったり、外海にすぐ出ていったりということもありますけれども、やはり気候だというふうに聞いております。寒いところ、海で練習しますので、陸上だけの練習であれば、ナショナルトレーニングセンターだけでもいいのかかもしれませんが、ナショナルトレーニングセンターというのはセーリング連盟だけが使う場所でもないというのが1つと、海を使うということで言いますと、変な話、とても寒くて大変なんですね。さらに海ですから。野球の選手なんかにもよく聞きますが、寒いところでやるよりは暖かいところでやったほうがけがの頻度も少ないとか、いろんな要件が重なって、日本の中ではスポーツ全体で冬合宿は沖縄でやったほうがいいと言われていると聞いております。そういうことと、やはり海、先ほどから話をしている海ですから、海に落ち

てしまったり塩水をかぶりながらの練習は到底、例えば内地のほうでやると冬場は全然もたない。練習ができないという状況ですので、必然的に暖かいところでの練習が秋から春にかけては増えてくるというふうに聞いておりますし、そういうふうな形になると。ほかのスポーツでも同じことがいえると聞いております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この覚書というのは、やはりお互いに納得するような、覚書というのは契約を結ぶことだと思います。そういう中で16項目あります。一つ一つ聞いていきたいと思いますけれども、覚書の中で1番の施設、座間味村児童交流センター、座間味歴史文化・健康づくりセンターの利用及び各施設使用料の減額もしくは免除とあります。この減額、もしくは免除というところはとても曖昧ですけれども、これは決まっていますか。減額なのか免除なのか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

去る議会でもいろいろ話をいただきましたので、その部分につきましてはセーリング連盟もJOCのほうと予算の折衝はするということを言ってくれていますので、今関係部署と関係機関との協議中となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ということは、減額に向けてお願いしているということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

減額に向けて申請を出してもらうこととなっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

次、また行きます。2番、座間味村児童生徒交流センターでの合宿費用の減額、もしくは免除となっています。阿真の交流センターでの合宿費用の減額、免除ですけれども、それに関してはいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません、料金徴収の件に関しては、全部減額もしくは免除とありますが、今そこを全部調整、協議中となっております。歴史文化・健康づくりセンターにおきましては指定管理者になっていますので、セーリング連盟と指定管理者の事業者との調整となります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ちょっと長くなります。3番、座間味村歴史文化・健康づくりセンターへのローリングマシーン、トレー

ニングバイク等のトレーニング機器の導入、また増配備となっていますけれども、これは増配備をするんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今のところ、増配備については検討しておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあ今ある既存の機器でやるということで理解します。4番、座間味村歴史文化・健康づくりセンター周辺の競技船置き場整備、床面コンクリート敷地設置、あと水道けいりゅう管設備設置とありますけれども、これに関しては床面のコンクリートを敷いたり、水道を引いたりとか工事をするんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

これは既に整備されている内容となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

5番の座間味村生徒交流センター内設備の充実の中に洗濯機、調理器具、浄水器、Wi-Fi、冷蔵庫、製氷機ほかとなっていますけれども、これはどこまでやっているというか、これからやるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

実は、過去に洗濯機が壊れて使えなかったということがあって、これはセーリング連盟のほうから寄贈いただいたというのもありますが、もちろん使えなくなっているのがあったので使えるようにしましょうというところからやるわけでございますので、新たに洗濯機が必要だから、あと何個つけてくれとかそういう話ではなくて、正規用品も不具合があったとかそういう話があったので、そういう形で使えないものはしっかりと、あるいは不具合があるのはしっかりと直しますよ、あるいは買い替えますよという話でございまして、例えば去年でいいと、洗濯機が1個壊れていたので、私たちも予算がないのですぐにはできないという話をしたら、セーリング連盟のほうで寄贈いただいたという実績が過去にもございまして、そういう意味でちゃんとした備品はしっかりと使えるようにしますよという話でございますので、新たに何かを購入することではないということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

Wi-Fi環境はあちらあるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

Wi-Fi 環境は整備されておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これはWi-Fi 環境はこれからつけるということでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

協議の上、先方も予算を考えながらいろいろと今やっているという話をしておりましたが、私たちも予算が、先ほどのマシンの増設も含めてですけれども、予算であったりとかマシンに関してはいただいたりするということがございますので、その都度話をていきたいと思っております。もちろんWi-Fi に関しては前々から話があるんですが、なかなか私たちも予算組みができないということで、今まで予算がつけられていなかったので、名目として残しながら、私たちの課題として残しておこうということで書いております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひWi-Fi 環境は各公民館、コミュニティーからぜひ設置して、5か月のセーリングのためじゃなくて、やっていただきたいと思います。このWi-Fi 環境は前から言っていることです。あと6番の座間味村艇庫の整備、競技艇、コーチボートの置き場の確保ということですが、競技艇がこれから増えるということもありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

村で購入させていただいたヨットと、あとは先週独自で持ってくるヨットも合宿中はあるかと思われます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

7番、座間味港西側のポンツーンの合宿利用とあります。これポンツーンは浮桟橋を合宿の方が使用するということです。ほかにもいろいろあるんですけれども、時間がないのではしゃっていきたいと思いますけれども、11番の競技艇の49ERとか競技艇が今たくさんありますね。その配備になりますが、これは将来座間味村はレース艇の配備をしますという覚書でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらのヨットにつきましては、当初予算で計上させていただいたヨットの購入で配備することとなっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ということは、この間の300万円の中にこれだけの数の、いろんな種類のヨットがあるということです

か。それと、最後に地域交流のイベントの企画実施とあります。その前までは全部向こうの要望です。16ある要望の中で、16番だけが地域交流のイベントの企画ということでアスリートの交流とか、合同トレーニングの実施とかメダル獲得選手の学校訪問とかいろいろありますけれども、このほかにこの時期はホエールウォッチングの時期です。ポンツーンを使うこともいろいろ問題があるのかと。実際今までクジラとの接触——完全に接触しているのはもちろんないんですけども、接触しそうになったり、クジラ船と接触しそうになったりとかいろいろあります。地域住民ともっとセーリング連盟との、5か月もいらっしゃるのであればもっと協議が必要じゃないかと思います。船揚場の使用の方法にしても、セーリングはヨットを降ろして、そのままそこに台車を置いておいて、いざ自分の台車を上げようとしたら上げられないとか。そういうのが今まで多々ありました。そういう意味で全部セーリングが、自分たちがやりたい放題にやるんじゃなくて、もっと地元の人との話合いがあったほうが、トラブルが今後起きないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私もよくそういう話を代表の監督とさせていただきます。監督は、地域の皆様に御迷惑をかけないようにしながら、私たちを強化していきたいんだという話をさせていただいておりますので、意思の疎通が取れなかつた部分があるとすれば反省をしなければいけないというふうに思っておりますが、しっかりと私たちとしてはサポートをさせていただきながら、彼らが強くなり、そして彼らが座間味に来ることによって何かしらの座間味にとってもいいことがあるような環境づくりに努めていきたいと思っております。意見交換会の場をつくるというのもなかなか難しいところもあるかと思いますので、何かございましたら、例えば私たちのほうから、あるいはセーリング連盟のほうからダイビング協会なり、あるいはホエールウォッチング協会なりにいろいろなアプローチをさせていただくことも必要かと思います。ただ、聞くところによりますと、合宿前に1時間程度のブリーフィングをホエールウォッチング協会から選手の皆さんにしているという話を聞いているところでございまして、そういったところもホエールウォッチング協会からの要望があったというふうに聞いております。ただ、そこまでクジラの生態まで30分も聞かせるのかなと思ったりしますが、ただセーリング連盟としてはその話もしっかりと拝聴をしながら、お互いに摩擦が起きないような環境づくりに努めているというふうに承知をしておりますし、またそういう摩擦が起きるようなことがあるようでしたら、しっかりと当事者同士で、時には行政がお手伝いをさせていただきながら、そういったことがないようにお手伝いをさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

その中でね、ごめんなさい、1つ言い忘れたんですけども、フェリーとか高速船の運賃、運搬費の減額もしくは免除ということも書いてあります。これも今検討中ということで理解します。次の議会12月にはぜひ教えてください。それと高速船への大型荷物、ウインドサーフボードとかティグ等の積載をお願いしています。これは村民もそうですが、大型荷物は載せられないですよね、高速船にね。観光客もそうです。でもセーリングチームは乗せていいですよということを許可したんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

相談があったときその都度させていただいております。またセーリングに限らず、例えばSAPの大会等でも要請があったときには船員と調整して、できるだけその大会がうまく進められるように、あるいは合宿がスムーズに進むように、ほかのお客さんに迷惑がかからないような環境でできるのであれば、私たちは許可をさせていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

分かりました。本当に住民感情として、いろいろ船の割引、減額、施設の無料、減額、いろいろあります。そして船を買ったりとか艇庫の乱雑な状態も私は見ています。ぜひトラブルが今後ないようにやっていただきたいと思っています。そして村民も心から、顔も分かって応援できるようなフィフティー・フィフティーの関係が取れれば一番いいと思っておりませんので、これからも努力していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

承りました。料金の減免につきましても先ほど担当課長からありました。これまでの過去の議会の議論の中でも取れるところはしっかりと取るべきじゃないかという話もありましたので、あちら側にも予算取りをするように頑張ってもらっているところでございます。100%取るかどうかというのは私の裁量の部分もございますので、そこは考えさせていただきたいと思いますが、ただ一方で、来ていただくことでいろんなところで経済効果の波及があつたり、子供たちの教育の波及効果があつたりということと、あちらだけ減免しているという話になってしまふと、多少心外なところもございまして、あれはあれ、これはこれというふうな言い方もありますが、例えばふだんから村民割引の船賃の制度をつくらせていただきたり、病気の皆さんに対しての助成制度を設けさせていただいたり、総合的に行政サービスの中で行政でできること、あるいは国費をいただきながらそこに活用させていただくことで行政サービスの充実にこれまで努めてまいりましたので、あちらだけが安くなっているということではないということはぜひ御理解いただいて、どうすれば座間味村がこれから活性化していくのかということを前提に私としても、行政としてもいろいろ考えているということは、ぜひ御承知おきいただきたいと思います。それを最後に述べさせていただいて、私からの答弁とさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございました。このセーリング連盟との関係は摩擦が、大きな事故があつたりとか、本当にスピードがすごいんです。競技艇ですから。そのところも村民生活の中におじやましていますというような雰囲気の合宿になってほしい。我が物顔でやらないでいただきたいというのあります。ぜひよろしくお願ひします。終わります。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

午後もお願ひします。早速ですが、通告書に沿って伺ってまいります。今回はこれまで聞いてきた質問についての状況などですけれども、7件ありますので、速やかに伺っていきたいと思います。

まず1点目は、古座間味ビーチの遊泳エリアについてです。約7年前ぐらいからサンゴの保護のために干満の時間帯によって遊泳のエリアを規制しながら利用者には遊泳を楽しんでいただいているが、この長期間にサンゴの育成に変化はあったのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

午後もよろしくお願ひいたします。宮平議員の質問にお答えいたします。サンゴの保全活動については、ダイビング協会がモニタリングを実施しております。ダイビング協会に確認すると、サンゴの回復は一定の効果が出ているということです。今後も引き続きサンゴ保全を目的とした遊泳エリアの設定を継続していくと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この後も継続ということですけれども、これは完全に復活してもそのままの規制という理解でよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

確かに遊泳エリア外のところは大分回復はしているという話は伺っております。ただし、遊泳エリア内に関しては復活してきた、回復してきたところもあれば、やはり人によって折られた形跡も見られるということですので、引き続きこちらも継続していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

継続いいと思います。大潮の干潮時にはリーフではほぼ泳げない水深になりますので、そのときには泳ぎ方が不安定になって、その場に立ったりする人もいますから、ぜひ継続でお願いしたいと思います。

続きまして2点目は、ゲストバース整備を組み込んだ港拡張整備の件です。アンケートで船舶利用者の意見も聞き取りしたと思いますけれども、その後の進捗状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

ゲストバース整備につきましては、今年度も沖縄県土木建築部との行政懇談会への要望事項として提出しております。これまで県、村との意見交換や地元説明会を実施し、自然環境への配慮やゲストバースの必要性など様々な意見をいただいております。去る8月に行われました県ヒアリングの際に、引き続き県と村連

携して、地元の合意形成に取り組んでいきたいということを確認しております。年度内には一度、県、村、村内関係団体長と意見交換会を開催することを予定しております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。御承知のとおり村外からの船舶は、夏場は特にですけれども、多く見られます。地元のダイビング、シュノーケル、最近では遊漁船なども増えて、それぞれのお客様の乗、下船の際には高速船の乗り場を利用する船も多いです。みんながお客様を乗り降りさせているときにでも、島外からの船が長時間係留することもあり、時にはスペースが少ない状態で地元の業者がお客様を交換、交換で乗せたりすることもあります。要は係留スペースが増えればそういうこともなくなって、村内外の船舶の所有者にとっては利用しやすくなると思います。毎年恒例のヨットレース多くの参加者がヨットを係留します。早めに船舶所有者や島外からいらっしゃるゲストが不便なく港を利用できるように進めていただきたいと思います。

3つ目、各港や堤防に救命浮環を設置していただいているけれども、時々救命浮環をかけているフォルダが外れてしまっているのも見たことがありますけれども、どうやらこのフォルダに足をかけて護岸に登っている人もいるようです。後はロープの劣化とか本体の劣化など、定期的に点検を行っているかどうかを伺うのと、設置場所が今分かれば併せて伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

各港に設置しております救命浮環につきましては、定期的な点検は実施しておりませんでした。ただ、近くに行く際は異常がないか目視にて確認しているところがありました。9月10日時点で各港の浮環に劣化等はありませんでした。一部ロープが切れていた部分がありましたので、修繕しております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

やっぱり重要な救命浮環なので定期的に検査するようお願いします。せっかく設置しているのに事故が起きたときに使えなかったら何の意味もありませんから、ぜひよろしくお願いします。

4点目です。最近ではすっかり話題が少なくなりましたイノシシの件ですけれども、被害、駆除などの状況を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。今年の7月頃、サツマイモの被害2件報告を座間味島で受けております。対応としては柵の強化等を行い、その後は被害報告はありません。イノシシの目撃情報や畑以外の掘り返し等は増えてきている状況にあります。今年の駆除の頭数ですが、座間味島で6頭、阿嘉島で11頭、県が実施している駆除で阿嘉のほうは11頭駆除しております。座間味島のほうは県で5頭、村で1頭駆除をしております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。最近本土では熊に襲われる被害が続出しておりますので、こちらでもイノシシが繁殖してそのようなことにならないように引き続き対応をよろしくお願ひします。

続きまして5番目、やっとといいますか、阿嘉島へ移動交番所を設置できました。沖縄県警、また那覇署からの警察官派遣に感謝申し上げます。夏休みの短期間ではありますが、何かあったときにはこれまでよりは迅速に対応できますので、阿嘉、慶留間の島民にとっては心強い移動交番所になっていると思います。今回の設置がどのような内容、状況だったのか、詳細を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

移動交番の導入につきましては、阿嘉、慶留間島への駐在所の設置は長年の要望事項であります。しかしながら現在のところ駐在所設置が実現に至っていないため、まずその事前の取組として令和5年度より繁忙期における移動交番の導入を試験的に実施し、その防犯、安全効果を確認することとなっております。移動交番の運用に関しましては、今年度は7月の夏休み期間から9月の第1週目と3連休の合計49日間で、台風期間を除き、毎日那覇市の警察官がフェリーによる警戒乗船を行い、下船後、移動交番所を用いて集落や幹線道路のパトロールを実施しております。この巡回活動では島内の警戒や巡回連絡を通じて駐在所と同様に警察全般の活動を行っているところであります。派遣の警察官におきましては、宿泊待機場所として役場のコウセイ室を活用し、毎日交替勤務で取り組む体制を敷いております。フェリー乗船時には制服姿の警官が乗船することで犯罪抑止への効果もあり、村民や観光客の皆様に安心感を提供する支柱となっております。これらの取組により、移動交番導入期間中には村内の安全意識の向上という成果を一定程度確認することができました。本村としてはこの取組による効果を評価するとともに、今後駐在所設置の重要性について引き続き関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。島民にとっては大きな抑止力になっていると思いますのでいいと思います。できればゴールデンウイークや7、8、9月の3か月間、できるだけ長くの設置期間にしていただくように、今後も協議を行っていただければと思います。今回の移動交番所の運用が将来的な駐在所設置への一歩となることが期待されると思います。県内でも初の設置ということを伺っているんですけども、まだ駐在所のない県内有人島、八重山あたりですか、かなり興味を持っているのではないでしょうか。

続きまして、6番目です。座間味港と阿嘉港の高速船の乗り場にお年寄りや妊婦さん、または体調不良者などが利用できるベンチを設置していただきましたが、今では1番目に並んだ方の特典のようになっていて、本来の目的として利用されていない気がします。設置当時は紙一枚で優先待合席的なことを記載して、簡単なひもで縛っているだけだったんですけども、いつの間にか風で飛ばされて、今は何にもない状態で椅子が置かれているだけです。満席で混み合って並んでいるときでも、お年寄りや妊婦さんが堂々と前列で待つことができるよう案内していただきたいのですが、例えばチケットを販売するときにでも優先待合席を御用意していますとか、一言案内したり、ロープを取る係の職員が直接案内したりとか、このような何らかの気遣いを行っているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

優先席の表示につきまして、昨年の9月議会でも話がありましたので、昨年の9月に優先席の表示をさせていただきました。ただ、やはり台風対策で1回外してしまって、それ以降設置していないのが現状でしたが、今現在、優先席の表示はさせていただいております。また、妊婦さん、高齢者の方々にうまく周知していきたい。ホームページ、貼り紙等でうまく周知していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

課長、今おっしゃったように、周知に関してはお年寄りや妊婦さんだけではなくて、一般のお客様にも、観光客、地元の人にも理解していただく必要があると思います。なので今ホームページの話をしていましたけれども、多くの人が目にする村のホームページのトップの運航予定とか空席状況などの枠のどこかに優先待合席について記載すべきだと思います。併せてシルバーシートとかやさしいシート的なステッカーを貼るなどして、外国人でも、誰が見ても理解できるように今後工夫していただきたいのですが、そこら辺どうか見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

議員の御指摘のとおり、早急にできる対応だと思いますので、早急に対応していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。今年のトップシーズンはほぼ終えましたが、来年に向けて誰が見ても分かるような感じにして、おじー、おばー、妊婦さん、体調不良者が安心安全に乗船できるように対応よろしくお願ひします。

続いて7番目、ボランティアによるさくら猫の活動の件です。現在5名の方をメインに、十数名の方々が携わり活動を行っています。この3年間で約230頭の地域猫が去勢、または避妊手術を済ませています。そのほかにトイレプロジェクトと銘打って幾つかのポイントポイントに手作りのトイレハウスをつくって設置しています。これまで手術する先生もボランティアに加わり、たくさんの猫に関わっているようです。今後は阿嘉、慶留間の地域猫も去勢、避妊手術を行い、どんどんさくら猫を増やしていくかなければなりません。今回もさくら猫活動事業補助金として18万円の予算がついていますが、ボランティアの方々の活動をさらに手助けできるように、その方々と協議していただき、予算の増額を希望しますが、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

今後につきましては、活動を行っていたいいる団体と協議を行い、年度ごとの実施計画や予算、決算の内容を精査した上で補助額について検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。私の自宅の周辺の猫もほとんどがさくら猫になっていて、これまであった猫のふん、尿の悪臭もかなり少なくなっています。観光客からの印象も変わってきていると思います。ぜひ、今後も協議し

て検討していただきたいと思います。先ほど西田議員からもありましたが、ふるさと納税ですね、それも活用している自治体もあるようですので、そこも含めて一緒に協議していただき、検討していただければと思います。私からの質問は以上です。

○ 議長（宮平喜文）

続けてまいります。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

よろしくお願ひします。一般質問に入る前に、去年の9月議会ですか、補正で慶留間第一団地の傾き補正改修の予算等もして、去る3連休の最後で、最後の2世帯が引っ越しを完了しまして、年度を超してしまったんですが、作業中は事故もなく、スムーズに行ったんじやないかなと。4世帯無事引っ越しが完了しましたので報告させていただきます。通告書に出していないんですが、答弁は求めませんので聞いてください。この3連休、慶留間阿嘉線の海岸道路で、釣り客ですけれども、間違いなくキャンプですね、キャンプ用テント3張りあって、前もその件で釣りの人たちをキャンプとみなすかみなさないかということで、線引きが難しいということで議会でも討論したことがあるんですけれども、誰が見ても明らかにキャンプだらうなという感じです。挙げ句の果てには最終日には歩道丸々1つのテントが占領して、ちょっと注意したら「分かった、分かった」、もう絶対分からないなという。座間味に行く予定があったので、阿嘉に向かったら、駐在がいましたので、駐在にこうこうだから撤去してくれと申し上げて座間味に来たんですけども、帰りは多分那覇に帰ったと思うので、何もなかったんですけども。その辺ですね、また来月3連休があると思いますし、またゴールデンウイークの次の対策として何か、釣り客の、客なのかな。釣り人に対してキャンプなのかどうなのかの対策等を考えてももらいたいと思いますので、これは通告していませんので答弁は求めません。よろしくお願ひいたします。それでは一般質問に入ります。

6月からの定例議会の、慶留間港湾整備についてですが、その後、仲宗根課長が現場に来て、現場を見て、私も質問をしたんですが、その後、多分県との協議に入ったと思うんですが、それからの進捗状況が分かればお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。去る6月議会に秀克議員からありました。現場を担当職員と確認しました。去る8月1日の県のヒアリングの際に現場の写真、状況などを説明して修繕改修の要望を出しております。引き続き早急に改修していただくよう要望してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

そのときの県の対応としては見た感じどう、ただ要望を受けた感じなのか、何か行けそうな感じなのか、雰囲気的に分かればお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

要望した際は、本当に砂なのかなということをおっしゃっていたようですが、今年度新規で要望していますので、引き続き村としても改修していただくよう、要望は続けていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。よろしくお願ひいたします。

それで仲宗根課長、慶留間桟橋の先端の横に波除堤を造る。あれは県予算通って、ボーリング調査も行つたんですが、2回、3回、入札が落ちなかつたということですが、これは継続されているのか。もしないんだったらできないと思うんですけれども、あの予算をこっちに回せないかという。今は昔みたいなスマーマンボースーという船が置けないような状況の波は最近来ていないので、あの予算が回せるんだったらこっちに回してもいいんじゃないかなと思うんですけれども、あれは前の担当課長がまだ続いているはずだということを伺つたんですが、その後、何か状況が分かれば。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

波除堤の現在の状況については把握しておりません。すみません。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。これが継続なのか、もう流れしまったのか。多分3年、4年前ですから、流れたのか聞いたら継続ということを当時聞いていますので、その確認をよろしくお願ひします。それが1点と次の質問にまいります。

船舶窓口業務についてですが、大ざっぱですが、船舶窓口業務（接客サービス等）についてですけれども、実例ですけれども、先月の末にクィーンざまみの往復を予約して、午前中、どうにか帰りたいということで1便を予約しようとしたら満席だということで2便に予約を入れて、予定が早く終わったのでどうにか1便、駄目もとでホクガンまで行ってやっていますけど、その前に、私の前に並んでいた外国人の夫婦らしき2人が受け付けしようしたら、すぐソールドアウトだと。本人たち乗船名簿もやっぱり書いてあるんです、ソールドアウト。ソールドアウトの一点張り、二、三回ソールドアウトです。ということを書く前に満席情報とかもなかったように思います。だったら書く必要なんですね。聞いて本当に満席ですかと。書いて後、持つていったら満席だという状況で、その後に1時間後にフェリーが出ますとか、2便も空いていますとか、そういうことを一切やらなかつたですね。渋々何か、そのまま帰つていったんですね、この2人の外国人の方は。その点、ちょっとおもてなしの心が欠けているんじゃないかなと思ったんです。その後、私。そんなに込んでいないですよ、もう。出航の15分か20分前ですから。私は駄目もとで、2便の切符持つてゐるけど、キャンセル待ちはないと。本当にないのか。このクィーンざまみは本当に満席状態で出航しているのか。これは去年、一昨年ですか、台風で欠航して翌日島の人がキャンセル待ちをしたけれども、キャンセル待ちも受け付けないということで1便ずらしてとか、フェリーに乗つたかな。そうしたらその便に乗つていた島の人が空いていたよという情報があつた。これは議会でも話していますので、だからこのキャンセル待ちが本当に満席でキャンセル待ちの受付ができないのか。中でもキャンセル待ちはやるなというのをやつてゐるのか。そういうのでいわゆる窓口でも満席ですと、キャンセル待ちもできませんと。やるとしたら何分前までキャンセル待ちを受け付けますとか、ああいう情報がないんですよ。こういったのを、いわゆる最初の案内ですね。外国人のお客さんに次のフェリーどうですかとか、2便目どうですかという対応ができなかつたのか、対応の仕方のマニュアル等がないのかどうかお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。まず、窓口業務に関して日頃から気をつけており、窓口に来られる方や乗船される方の一人一人に即した対応が大切だと思っております。また、接客サービスの向上に向けて日頃からの取組として、今年度船員も含め接遇研修を受講しております。那覇出張所におきましてはアウトソーシングとなっておりますが、委託先にも丁寧な対応を指示し、利用者の満足度向上に努めていただいているところであります。今議員から話がありました、まず表示ですね。泊のほうにはモニターで表示は出しておりますが、ホクガンのほうにはそういったモニターもありませんので、今導入を検討しているところであります。キャンセル待ちにつきましても、今現在、システム上の課題がありますので、その解消に向けてうまくキャンセル待ち、キャンセルが出たら乗船していただけるような、乗船率100%を目指したいと思っておりますので、対応していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

だから聞かないと分からぬじやなくて、その前に何かで表に、文字でそういう情報をまず出して、それからというのが一番大切じやないか。飛行機でも5分前までキャンセル待ちの時間帯とかがあるはずですから、それもよろしくお願ひします。

それからこれは窓口ではなくて、船の中ですけれども、満席のときに満席だという、予約で乗れたんすけれども、特にフェリーですね、手荷物をシートに置いて、景色がきれいだから島につくまでずっと戻ってこない。席を占領している。本当にたくさんあるんです。ああいったのですね。1回はブリッジから満席ですから手荷物等は座席の下かとやっても言うこと聞かないですよ。これはやっぱり船員が、客同士でやると、私も言いたいことは言いたいんですけども、それよりは船員が言ったほうが、ただ船員も見回ってそういう、本当に座りたい人が座れないという。席だけを押さえて、外で景色だけ見て、目的地に着く頃に戻ってきて、一時座るという。そんなのが、お金を出して本当に座りたいお客さんたちに申し訳ない気持ちですけれども、その辺に関して課長お願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

議員からありますとおり、その状況は確認しております。船員のほうも対応に苦慮しているところがありますので、いろいろ提案もありました、指定席とかそこら辺も含めて検討しながら改善できるように努めてまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

提案ですけれども、シートの枕のあれですね、手荷物は座席の下に置くとか、ああいうメッセージとかでも、座らないんだったら座らないで空けて、座りたい人に座らすというまでやってほしいなと思います。それと、どこもそうです。一番座間味の窓口ですね、カウンターから扉がすぐですね、このときですね、二、三名、団体というか複数の方が予約とかチケットを抜くんすけれども、いわゆる随行者みたいに関係ない人もいて、後ろで待つメンバーはね、関係ない人は出ていってくれと思うんですよ。だから代表者1人だけで手続きするような形のあれを、特に座間味は空間が狭いものですから、見ていて僕らイラついて、乗れる

かなと思ったりしていますけれども、そういう面ですね。阿嘉はまだ広いからいいんですけども、そういった面の改善策が取れないかどうかお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。一番、今の状況が座間味島の窓口で起こるのが、フェリーが入港したとき、繁忙期の、一番そのような形になっていますので、フェリー入港の場合は基本私が前に立って案内をしているところはあります、表示等はしていませんので、表示と案内で改善していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

分かりました。運賃改定とかもろもろ、いろんな話も出てくると思いますが、接客業務ですから、お客様に安心して気持ちのいい旅を過ごしてもらうために、島の入り口、出口ですから、その辺観光客、村民とも、船のお客さんには十分配慮してこれから業務をしてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

続けてまいります。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

お昼時間が終わって、そろそろ眠たい時間だと思いますので、ラジオ体操でもと思ったんですけど、時間がないので進めてまいりたいと思います。

私のほうが、電動自転車と自転車のマナー、私がそれを掲げたのはなぜかと言うと、今、交通マナーが全然できていない。あわや大事故というものが、住民からも何件か報告が入っているものですから、それを、この管轄は警察の管轄ですけれども、そう言っている場合じゃないという状況まで来ているんです。住民と行政が一体になって、事故が起きる前にどういうようなことができるかということを、私ここでちょっと相談したいと思って、管轄は警察ですけれども、部落内でレンタルの自転車が頻繁に増えているんです。その増えている中で警察の目が行き届かない場所が結構あります、部落内でも本当にあわやというところの事故が、接触している人もいるんですけども、それを知らない振りしてそのまま示談で終わっているところもあるらしいです。そういうことが起きています。また、外国の方ですので、日本のルールとは違うところがあるわけです。その辺を今後どういうふうに対処していったらいいのかということを、行政と住民との話し合い、大事故が起きない前にその辺を、部落内で一番危ない箇所を住民と行政が一緒になって、その場所をどういうふうに掲げていったほうがいいのかということを、その辺も住民との話し合いも持つべきじゃないかと思うんですけども、どうですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。太郎議員おっしゃるとおり、交通規制とか取締り等に関しては警察の所管になります。今おっしゃっている内容に関しましては、我々がその取締りとか注意とか、そういうことが管轄外になりますので、なかなかできない部分であります。なぜかと言えば、交通ルールを守らない方々に我々が注意した場合、そこから反発をくらったときに僕らは権限がありませんのでトラブルになる可能性があります。そのときにはまた警察にお願いするということになりかねませんので、一義的には警察に相談し、警察に取り締まってもらう。警察と一緒に、今言われていた行政と住民ではなくて、警察も絡めないと、これは一体と

なってという話、我々ではとてもじゃないけどその対応はできませんので、警察も絡めた、今後もしどここの場所でどういう事故が多くて、どういう問題が起きているというのであれば、その場所とかそういうものを我々に示していただきて、我々が警察にお願いして一緒にその場所とか、レンタル屋さんとか民宿、そういうところにも注意を促すことをしていかなければと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは私住民からの訴えで控えてきたんですけども、出会い頭での一時停止を完全に無視ということで、それも1つ情報が入っています。相手が止まるだろうということで身勝手な運転もまだ見えているということで、それもだろう運転が多いらしんですよ。電動自転車ですので速度が速いんです。自転車と違って。車並みに、部落内でしたら30キロも出ているものですから、やっぱりこれが衝突すると危ないだろうということの指摘も出ています。外国の方が多く見られて、自分が悪いことも、それを相手が悪いようにしか見ないというような、道路交通法が全く違うわけですから、向こうとも。その辺はどういうふうに相手に伝えていくのか、外国の方に。その辺は警察のほうが指導すべきなのか、それとも行政がやるべきなのか、村内の行政で注意してやっていくべきなのか。それとも住民がそこで交通指導をやっていくのか。その辺を、事故が起きてでは遅いんですね、これ。それで私が思うんですけども、主にレンタル業、民宿から出している自転車、ああいう自転車が座間味より多いんですよ。座間味は自転車が走っているのをあまり見受けられないんですけども、阿嘉はすごい多いんです。それがもう自転車と私が衝突するのもあります。そういう状況が来ていますので、ですからレンタルしているところとか民宿とか、そういうところに横文字でもそういうルールを教えて、貸す前にチラシを配るとか、そういうマナーを守ってもらうような形でやってもらったほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども、その辺についていかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。今、太郎議員がおっしゃっているレンタル業への注意喚起ですね、それも我々がというよりも警察も含めてそういう共通認識を持ったほうがより安全になると思います。警察のほうがその取締り、今警察のほうに話していないのであれば、今の現状、ここで今太郎議員がおっしゃったことを、そのまま警察のほうに言ったほうが、警察のほうもそこを認識してですね、交通安全の認識を持たせて阿嘉島のそういう問題があるのであれば、阿嘉島のほうを重点的にそういう、混雑したときにはパトロールしていただくとか、そういうものも含めて、我々も共通認識として持ちますが、一義的には交通安全に関してはやっぱり警察のほうが所管ですので、警察のほうが認識していなければ、我々が警察を飛び越してルールづくりとか交通マナーとかを指導したときにトラブルになる可能性が、住民とか観光客そういうところとのトラブルになる可能性がありますので、そこはどうしても警察も絡めたルールとか、今言われたレンタル業者に関しても、そういうことを共通認識として持っていたら大事だと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

島の方からもこういう形が出ているんですけども、外国人と接触した場合に、島の方が処理の仕方がまず分からないと。例えば補償問題とかが出てきますよね、外国の方との。そういうものも相当難しくなるんじゃないのかという話も出ているものですから、私も分からないです、これは。どうやつたらいいのかと

いうのは。外国人とぶつかった場合に、外国の方は翌日そのまま島外に出られるかも分からぬですよね。相手が悪かったらもう泣き寝入りするしかないのかと。保険に入っていないじゃないですか、自転車とかは少ないですよね。車でしたら保険に入っているからあれですけれども、そういうようなものが例え車でも傷つけたりとか、電動自転車でぶつかったりとか、そういう保険関係とかはレンタルのところには指導していくべきじゃないかと思います。例えば事故があったときに、外国人がどういう形で保険処理をしていくのかとか。それは絶対今後起きるんです、外国人との接触とか何かは。そうなったら、これも警察なのかと言つたら、私は警察ではないと思います。保険関係になってくると。この辺をよくよく調べてみたほうがいいんじゃないかなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

難しい問題ですけれども、行政が入りづらいんです。例えば事故が起った場合の保険会社ですけれども、多分これは事故証明といいますか、警察が介入して事故だと認定しない限りは保険が下りないということもありますので、一義的に行政がどうのこうのというのは非常にやりづらいと思います。例えば行政が間に入って、警察に指導してほしい、警察の取締りをしっかりやってほしいという仲介役として警察に来ていただく。議員の先生方に来ていただく。あるいは商工会に所属しているか分かりませんけれども、例えば商工会の職員に来ていただく中で一緒に会議を開きながらどうしていきましょうかみたいな音頭取りみたいなことはできるかもしれません、私たちが事故を起こした場合にどうするんだ。その後の保険についてどういうふうにやればいいんだ、どういう手続があるんだというのは私たちも分かりませんので、やはりここは申し訳ないんですが、縦割り行政の中でしっかりと警察に頑張っていただくということだと思います。ただ、先ほどから話をしているとおり、無視をするわけではなくて、そういった訴えがある場合には私たちを介して警察のほうにこういう話があったとか、あるいはこういう話があるのでその話を一緒に聞いてもらえないか的な話は消費的な発想も含めて行政としてあると思うんですが、直接的なお手伝いというのはなかなかしづらいというのが現状だというのはぜひ御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。本土のほうで、レンタカーなどがそれで物すごく困っているらしいです。海外の標識と日本の標識が全く違うと。一時停止の標識のマークも違う。そういうもので事故を起こしたり結構多いらしいです。そういうのもここでも起きるんじゃないかなというのがあったもので、注意して見たほうがいいんじゃないかなと思って上げたんですけども、そういうことです。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

他の自治体の事例としましては、例えばここは交通量が多いから信号機をつけてほしいんですとか、一時停止の線を引いてほしいんです。これは全部警察がやるんですけども、そういったことを行政が警察側にお願いするということは事例として私も聞いております。結果ですが、先ほどと同じで、私たちがお手伝いする部分というのはあくまでも限られてきてしまいますが、例えば具体的に何がしたいのかということで、信号をつけたほうがいいですか、あるいは一時停止の標識を立てたほうがいいですか、そういった話があってですね、例えば区の区長さんとか区長会とかそういうところで話が出て、行政としても必要だなと思

うのであれば、またそういうときはこれとは別の話で、例えばここに標識を立てるように警察にお願いに行くということは私たちとしてはすることはしっかりとやらないといけないと思っているんですが、ただ貸し手と借り手と被害者との間に私たちが入るというのは、絶対これはあってはいけないことだと思っておりますので、その辺の立ち位置というのを私たちも気をつけながら、お手伝いできる部分をしっかりとやっていきたいということでございますので、ぜひ御承知おきいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。これはまた阿嘉評議員会でも取り上げて、どうやったほうがいいのかというのも話し合いをしたいと思います。

次に阿嘉港、座間味港のパーキング場に看板設置、前回話をしたんですけども、私の案ですけれども、1週間以上のパーキング利用者については、ターミナル内の受付に手続きするよう、電話番号もいつまで止めというような、サインしてもらうということをやるべきじゃないかと思うんですけれども、今の状態だと止め放題ですよね、座間味も。1週間だろうが1か月だろうがずっと止めっぱなしで、最終的には誰の車か分からぬというような状況で連絡がつかないと。そういうような状況だともうお手上げですよね。それを1週間以上止められる方は必ず受け付けしてくださいと。それをしない場合はレッカー移動しますという形の立て看板もつくるべきじゃないかと私は思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず看板についてですが、6月議会で太郎議員からありましたので、早速県のほうに要望はさせていただいております。また、利用時の利用受付についてですが、県に確認したら、今のところ県内でそういう事例はないということでしたので、どのような形で管理を行っていくか、今後、県外の市町村の事例等を踏まえながら県と調整してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは早めにやらないと止められたら終わりですよ。止める人が勝ちですよ。もうはっきり言って。実際そうじゃないですか、橋の下に置きっぱなしの。あれが放置されてもうやがて10年ですよね。これから話をするとんすけれども、あれは最初の段階でいつまで止めますという契約書でも書いていれば、それは移動できたんですよ。そういうのも受付していないからこうなるんです。移動できないんですよ、動かせないんですよ、その場で契約していないですから。その辺もひとつありますので、橋の下のほうも止めるのも、1週間以上止めるんでしたら一筆書かさないとですね、1週間以上止める方は住所、電話番号、車のナンバーとかを。そういうのもやらない限り、止めたまま止めた人が自分勝手になっちゃう。最終的に、法的にも移動できない。そういう状況が起きますので、この辺は早めに県とやったほうがいいんじゃないかと私は思うんですよね。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

垣花議員が言うとおり、座間味でも又吉議員から何回か質問を受けております。どのような形で管理すれ

ばいいのか迷っているところはありますが、いいアイデア等をお伺いしながら早急に対応したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

駐車の件に関しては、住民と行政との話し合いを今後いい方向に進めていきたいと思いますので、御協力お願いいたします。

次、以前からずっと話をしております阿嘉港の違法駐車、放置車両、橋の下の放置車両ですね。それについて進展はどういう形で今進んでいるのか。また、6月2日に再度面会するということになっていたみたいですけれども、その辺についてお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

6月の答弁では、6月2日に本人から県に連絡があったと。その後、撤去されない状況が繰り返し再度本人と面談すると県から回答を得てきました。今回、また県に確認したところ、定期的にメールは送信しているようです。県のほうとしても早急に撤去していただくよう動いていくという回答をいただいております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

村としては、片づくと思いますか。その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

これも大分前からの懸念事項、要望事項になっておりますので、少なからず県は対応してくれているのかなと思っております。引き続き村としても早急に撤去していただくように、県と連携して動いていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは法的措置する考えはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちら県のほうは、その考えもあるようです。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩
再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の太郎議員からの質問は、役場はこれ以上法的なことはしないのかという質問だったので、お答えしますけれども、これまでの流れの中で注意喚起から始まりまして、廃棄物処理法の問題で刑事告発をさせていただいたというのが私たちの立場でございます。先ほど休憩中に話がありましたように、同じ内容では同じ件に関してはできないということありますし、また法的手段も含めて県のほうで今やっているという立場、その土地の所有が県であるということも含めて考えますと、私たちとしてはできることは、法的措置も含めてやってきたということでございますので、県のやり方、推移を私たちは見守りながらできるだけ早く解決に向けて取り組んでいただきたいという形でお願いするというのが私たちの立場であります。したがいまして、座間味村としてはこれ以上の法的な手続を踏んだ相手に対する何かしらのアクションを起こすということはございません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ、アクションを起こしていただきたいと思います。期待していますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そのアクションというのはあくまでも沖縄県に対して、しっかりとそういうアクションを起こすということでございますので、先ほど話したとおり、私たちとして法的な手続云々というのはもうやらないということでございます。そちらはぜひ御理解いただきたい。考え方方は全く太郎議員と一緒にございますので、御承知おきいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

私の一般質問をこれで終わります。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩
再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第6. 認定第1号 令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号 令和6年度座間味村下水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは認定第1号から6号までの説明をさせていただきますが、こちらにつきましては、せんたって開催されました全員協議会の中で詳細については説明をさせていただいておりますので、かがみだけの朗読で省略をさせていただきたいと思いますので、御承知おきください。

認定第1号

令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	¥2, 275, 180, 648
歳出決算額	¥2, 137, 392, 691
歳入歳出差引額	¥137, 787, 957

令和7年8月15日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

一般会計

区 分		金 額
1.	歳 入 総 額	2, 275, 180 千円
2.	歳 出 総 額	2, 137, 392 千円
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	137, 788 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 繼続費過次繰越額	- 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	37, 492 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	- 千円
	計	37, 492 千円
5.	実 質 収 支 額	100, 296 千円
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	- 千円

令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 村 税		98,124,000	121,086,898	111,440,063	0	9,646,835	△13,316,063
	1 村 民 税	38,444,000	55,160,935	52,037,000	0	3,123,935	△13,593,000
	2 固 定 資 産 税	41,099,000	46,823,600	40,445,600	0	6,378,000	653,400
	3 軽 自 動 車 税	4,161,000	4,268,300	4,125,400	0	142,900	35,600
	4 村 た ば こ 税	3,659,000	3,718,963	3,718,963	0	0	△59,963
	5 法 定 外 目 的 税	10,761,000	11,115,100	11,113,100	0	2,000	△352,100
2 地 方 譲 与 税		7,708,000	7,889,000	7,889,000	0	0	△181,000
	1 地 方 挿 発 油 譲 与 税	1,818,000	1,831,000	1,831,000	0	0	△13,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,429,000	5,608,000	5,608,000	0	0	△179,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	0	0	0	0	0	0
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	3,000	1,000	1,000	0	0	2,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	458,000	449,000	449,000	0	0	9,000
3 利 子 割 交 付 金		17,000	22,000	22,000	0	0	△5,000
	1 利 子 割 交 付 金	17,000	22,000	22,000	0	0	△5,000
4 配 当 割 交 付 金		194,000	229,000	229,000	0	0	△35,000
	1 配 当 割 交 付 金	194,000	229,000	229,000	0	0	△35,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		457,000	516,000	516,000	0	0	△59,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	457,000	516,000	516,000	0	0	△59,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		25,000,000	25,677,000	25,677,000	0	0	△677,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	25,000,000	25,677,000	25,677,000	0	0	△677,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
7 法人事業税交付金		2,976,000	2,920,000	2,920,000	0	0	56,000
	1 法人事業税交付金	2,976,000	2,920,000	2,920,000	0	0	56,000
8 自動車取得税交付金		833,000	885,000	885,000	0	0	△52,000
	1 自動車取得税交付金	0	0	0	0	0	0
	2 環境性能割交付金	833,000	885,000	885,000	0	0	△52,000
9 地方特例交付金		3,234,000	3,234,000	3,234,000	0	0	0
	1 地方特例交付金	3,234,000	3,234,000	3,234,000	0	0	0
10 地方交付税		1,127,048,000	1,160,880,000	1,160,880,000	0	0	△33,832,000
	1 地方交付税	1,127,048,000	1,160,880,000	1,160,880,000	0	0	△33,832,000
11 分担金及び負担金		0	0	0	0	0	0
	1 分担金	0	0	0	0	0	0
12 使用料及び手数料		85,336,000	85,961,471	85,820,528	0	140,943	△484,528
	1 使用料	79,635,000	80,352,561	80,217,918	0	134,643	△582,918
	2 手数料	5,701,000	5,608,910	5,602,610	0	6,300	98,390
13 国庫支出金		103,796,000	101,062,073	100,608,823	0	453,250	3,187,177
	1 国庫負担金	27,882,000	26,726,160	26,272,910	0	453,250	1,609,090
	2 国庫補助金	74,641,000	73,847,604	73,847,604	0	0	793,396
	3 国庫委託金	1,273,000	488,309	488,309	0	0	784,691
14 県支出金		274,369,000	259,554,372	259,550,372	0	4,000	14,818,628
	1 県負担金	15,663,000	14,733,017	14,733,017	0	0	929,983
	2 県補助金	225,611,000	212,338,153	212,338,153	0	0	13,272,847
	3 県委託金	33,095,000	32,483,202	32,479,202	0	4,000	615,798

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
15 財産収入		980,000	1,265,264	1,265,264	0	0	△285,264
	1 財産運用収入	980,000	1,265,264	1,265,264	0	0	△285,264
	2 財産売払収入	0	0	0	0	0	0
16 寄附金		10,230,000	10,178,898	10,178,898	0	0	51,102
	1 寄附金	10,230,000	10,178,898	10,178,898	0	0	51,102
17 繰入金		310,901,000	310,302,000	310,302,000	0	0	599,000
	1 特別会計繰入金	114,092,000	114,092,000	114,092,000	0	0	0
	2 基金繰入金	196,809,000	196,210,000	196,210,000	0	0	599,000
18 繰越金		163,965,000	163,965,097	163,965,097	0	0	△97
	1 繰越金	163,965,000	163,965,097	163,965,097	0	0	△97
19 諸収入		19,310,000	24,641,603	24,641,603	0	0	△5,331,603
	1 延滞金、加算金及び過料	173,000	230,004	230,004	0	0	△57,004
	2 預金利子	1,000	138,355	138,355	0	0	△137,355
	4 雑入	12,982,000	18,473,244	18,473,244	0	0	△5,491,244
	5 受託事業収入	6,154,000	5,800,000	5,800,000	0	0	354,000
20 村債		5,156,000	5,156,000	5,156,000	0	0	0
	1 村債	5,156,000	5,156,000	5,156,000	0	0	0
歳入合計		2,239,634,000	2,285,425,676	2,275,180,648	0	10,245,028	△35,546,648

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1 議会費		37,049,000	36,933,404	0	115,596	115,596
	1 議会費	37,049,000	36,933,404	0	115,596	115,596
2 総務費		579,975,000	559,174,093	0	20,800,907	20,800,907
	1 総務管理費	519,349,000	507,062,420	0	12,286,580	12,286,580
	2 徴税費	19,365,000	18,660,464	0	704,536	704,536
	3 戸籍住民基本台帳費	35,458,000	27,897,472	0	7,560,528	7,560,528
	4 選挙費	4,531,000	4,517,189	0	13,811	13,811
	5 統計調査費	159,000	34,230	0	124,770	124,770
	6 監査委員費	1,113,000	1,002,318	0	110,682	110,682
3 民生費		230,093,000	222,019,230	0	8,073,770	8,073,770
	1 社会福祉費	172,818,000	166,868,699	0	5,949,301	5,949,301
	2 児童福祉費	57,260,000	55,150,531	0	2,109,469	2,109,469
	3 生活保護費	15,000	0	0	15,000	15,000
4 衛生費		182,468,000	176,430,480	0	6,037,520	6,037,520
	1 保健衛生費	92,440,000	89,185,621	0	3,254,379	3,254,379
	2 清掃費	90,028,000	87,244,859	0	2,783,141	2,783,141
6 農林水産費		85,458,000	71,985,303	10,683,000	2,789,697	13,472,697
	1 農業費	16,237,000	14,896,158	0	1,340,842	1,340,842
	2 林業費	42,521,000	30,429,642	10,683,000	1,408,358	12,091,358
	3 水産業費	26,700,000	26,659,503	0	40,497	40,497

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
7 商 工 費		164,901,000	156,842,146	0	8,058,854	8,058,854
	1 商 工 費	164,901,000	156,842,146	0	8,058,854	8,058,854
8 土 木 費		211,863,000	182,233,720	26,809,978	2,819,302	29,629,280
	1 土 木 管 理 費	21,053,000	20,858,578	0	194,422	194,422
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,725,000	31,966,823	4,231,978	526,199	4,758,177
	3 河 川 費	15,533,000	13,006,712	2,142,000	384,288	2,526,288
	4 港 湾 費	11,753,000	11,647,439	0	105,561	105,561
	5 下 水 道 費	36,167,000	36,167,000	0	0	0
	6 住 宅 費	68,983,000	48,545,119	20,436,000	1,881	20,437,881
	7 空 港 費	21,649,000	20,042,049	0	1,606,951	1,606,951
9 消 防 費		29,818,000	28,369,823	0	1,448,177	1,448,177
	1 消 防 費	29,818,000	28,369,823	0	1,448,177	1,448,177
10 教 育 費		348,368,000	338,627,288	0	9,740,712	9,740,712
	1 教 育 総 務 費	204,406,000	201,439,775	0	2,966,225	2,966,225
	2 小 学 校 費	58,864,000	54,881,560	0	3,982,440	3,982,440
	3 中 学 校 費	6,343,000	5,887,983	0	455,017	455,017
	4 幼 稚 園 費	38,901,000	38,450,110	0	450,890	450,890
	5 社 会 教 育 費	4,756,000	4,000,254	0	755,746	755,746
	6 保 健 体 育 費	35,098,000	33,967,606	0	1,130,394	1,130,394

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
11 災害復旧費		0	0	0	0	0
	1 農林水産施設災害復旧費	0	0	0	0	0
	2 公共土木施設災害復旧費	0	0	0	0	0
	4 その他公共施設、公用施設災害復旧費	0	0	0	0	0
12 公債費		146,973,000	146,958,204	0	14,796	14,796
	1 公債費	146,973,000	146,958,204	0	14,796	14,796
13 諸支出金		219,288,000	217,819,000	0	1,469,000	1,469,000
	2 公営企業費	219,288,000	217,819,000	0	1,469,000	1,469,000
14 予備費		3,380,000	0	0	3,380,000	3,380,000
	1 予備費	3,380,000	0	0	3,380,000	3,380,000
歳出合計		2,239,634,000	2,137,392,691	37,492,978	64,748,331	102,241,309

認定第2号

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	¥238,007,212
歳出決算額	¥211,764,822
歳入歳出差引額	¥26,242,390

令和7年8月15日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

国民健康保険事業特別会計

区分		金額
1.	歳入総額	238,007千円
2.	歳出総額	211,764千円
3.	歳入歳出差引額	26,243千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 繙続費過次繰越額	-千円
	(2) 繰越明許費繰越額	-千円
	(3) 事故繰越し繰越額	-千円
	計	-千円
5.	実質収支額	26,243千円
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-千円

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		32,889,000	32,483,699	31,032,400	0	1,451,299	1,856,600
	1 国民健康保険税	32,889,000	32,483,699	31,032,400	0	1,451,299	1,856,600
3 使用料及び手数料		27,000	21,000	21,000	0	0	6,000
	2 手 数 料	27,000	21,000	21,000	0	0	6,000
4 国 庫 支 出 金		0	0	0	0	0	0
	2 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0
7 県 支 出 金		149,291,000	148,679,111	148,679,111	0	0	611,889
	1 県 補 助 金	149,291,000	148,679,111	148,679,111	0	0	611,889
10 繰 入 金		55,262,000	55,262,000	55,262,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	55,262,000	55,262,000	55,262,000	0	0	0
11 繰 越 金		2,945,000	2,944,991	2,944,991	0	0	9
	1 繰 越 金	2,945,000	2,944,991	2,944,991	0	0	9
12 諸 収 入		3,000	67,710	67,710	0	0	△64,710
	1 延滞金及び過料	1,000	51,200	51,200	0	0	△50,200
	2 預 金 利 子	1,000	16,510	16,510	0	0	△15,510
	4 雜 入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳 入 合 計		240,417,000	239,458,511	238,007,212	0	1,451,299	2,409,788

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		18,098,000	16,198,143	0	1,899,857	1,899,857
	1 総務管理費	18,070,000	16,195,753	0	1,874,247	1,874,247
	2 徴税費	6,000	2,390	0	3,610	3,610
	3 運営協議会費	22,000	0	0	22,000	22,000
2 保険給付金		159,385,000	136,201,542	0	23,183,458	23,183,458
	1 療養諸費	125,831,000	111,189,167	0	14,641,833	14,641,833
	2 高額療養費	31,543,000	23,001,745	0	8,541,255	8,541,255
	3 出産育児諸費	2,001,000	2,000,630	0	370	370
	4 葬祭諸費	10,000	10,000	0	0	0
3 国民健康保険事業納付金		57,985,000	57,983,634	0	1,366	1,366
	1 医療給付費分	38,427,000	38,426,589	0	411	411
	2 後期高齢者支援金等分	12,827,000	12,826,272	0	728	728
	3 介護納付金分	6,731,000	6,730,773	0	227	227
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		2,448,000	952,303	0	1,495,697	1,495,697
	1 特定健康診査等事業費	1,972,000	703,685	0	1,268,315	1,268,315
	2 保健事業費	476,000	248,618	0	227,382	227,382
9 諸支出金		500,000	429,200	0	70,800	70,800
	1 償還金及び還付加算金	500,000	429,200	0	70,800	70,800
	3 繰出金	0	0	0	0	0

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
10 予 備 費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		240,417,000	211,764,822	0	28,652,178	28,652,178

認定第3号

令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	¥7,849,824
歳出決算額	¥6,992,356
歳入歳出差引額	¥857,468

令和7年8月15日

座間味村長 宮里 哲

実質収支に関する調書

後期高齢者医療特別会計

区分		金額
1.	歳入総額	7,849千円
2.	歳出総額	6,992千円
3.	歳入歳出差引額	857千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 繙続費過次繰越額	-千円
	(2) 繰越明許費繰越額	-千円
	(3) 事故繰越し繰越額	-千円
	計	-千円
5.	実質収支額	857千円
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-千円

令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		4,765,000	4,290,157	4,315,659	0	△25,502	449,341
	1 後期高齢者医療保険料	4,765,000	4,290,157	4,315,659	0	△25,502	449,341
2 使用料及び手数料		1,000	200	200	0	0	800
	1 手 数 料	1,000	200	200	0	0	800
4 繰 入 金		2,585,000	3,126,000	3,126,000	0	0	△541,000
	1 一般会計繰入金	2,585,000	3,126,000	3,126,000	0	0	△541,000
5 繰 越 金		406,000	405,168	405,168	0	0	832
	1 繰 越 金	406,000	405,168	405,168	0	0	832
6 諸 収 入		2,000	2,797	2,797	0	0	△797
	2 償還金及び還付加算金	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 預 金 利 子	1,000	2,797	2,797	0	0	△1,797
歳 入 合 計		7,759,000	7,824,322	7,849,824	0	△25,502	△90,824

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		88,000	74,180	0	13,820	13,820
	1 総務管理費	88,000	74,180	0	13,820	13,820
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,613,000	6,918,176	0	694,824	694,824
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,613,000	6,918,176	0	694,824	694,824
3 諸支出金		48,000	0	0	48,000	48,000
	1 償還金及び還付金	48,000	0	0	48,000	48,000
	2 繰出金	0	0	0	0	0
4 予備費		10,000	0	0	10,000	10,000
	1 予備費	10,000	0	0	10,000	10,000
歳出合計		7,759,000	6,992,356	0	766,644	766,644

認定第4号

令和6年度座間味村船舶事業会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度座間味村船舶事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村船舶事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	合計			
第1款 船舶運航事業収益	円 978,371,000	円 112,195,000	円 0	円 1,090,566,000	円 1,114,428,860	円 23,862,860	うち仮受消費税及び地方消費税 円 63,266,910
第1項 営業収益	719,118,000	△40,084,000	0	679,034,000	695,636,001	16,602,001	63,236,061
第2項 営業外収益	259,253,000	152,279,000	0	411,532,000	418,362,830	6,830,830	
第3項 特別利益	0	0	0	0	430,029	430,029	30,849

支出

区分	予算額								決算額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不用額	備考	
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合計					
第1款 船舶運航事業費用	円 871,236,000	円 218,546,000	円 0	円 0	円 1,089,782,000	円 0	円 1,089,782,000	円 1,059,894,016	円 0	円 29,887,984	円 41,925,038	うち仮受消費税及び地方消費税 円	
第1項 営業費用	827,358,000	218,546,000	0	4,243,522	0	1,050,147,522	0	1,050,147,522	1,025,977,980	0	24,169,542	41,925,038	
第2項 営業外費用	1,078,000	0	0	22,230,836	0	23,308,836	0	23,308,836	23,270,636	0	38,200		
第3項 特別損失	42,000,000	0	0	△26,474,358	0	15,525,642	0	15,525,642	10,645,400	0	4,880,242		
第4項 予備費	800,000	0	0	0	0	800,000	0	800,000	0	0	800,000		

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方自治法 第213条の 規定による 繰越額に係 る財源充当 額	継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合計			
第1款 資本的収入	円 1,500,000	円 △1,500,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	うち仮受消費税及び地方消費税 円 0
第1項 企業債	円 1,500,000	円 △1,500,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

支出

区分	予算額								決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	小計	地方自治法 第213条の規 定による繰 越額	継続費通次 繰越額	合計		地方公営企 業法第26条の規 定による繰 越額	継続費通次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	円 216,876,000	円 0	円 0	円 0	円 216,876,000	円 0	円 0	円 216,876,000	円 102,583,211	円 0	円 0	円 0	円 114,292,789	うち仮受消費税及び地方消費税 円 0
第1項 企業債償還金	円 216,676,000	円 0	円 0	円 0	円 216,676,000	円 0	円 0	円 216,676,000	円 102,583,211	円 0	円 0	円 0	円 114,092,789	
第2項 予備費	円 200,000	円 0	円 0	円 0	円 200,000	円 0	円 0	円 200,000		円 0	円 0	円 0	円 200,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 102,583,211 円は、引継金 65,431,244 円及び損益勘定留保資金 37,151,967 円で補てんした。

認定第5号

令和6年度座間味村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度座間味村簡易水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村簡易水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	合計			
第1款 簡易水道事業収益	円 158,145,000	円 2,159,000	円 0	円 160,304,000	円 168,775,092	円 8,471,092	うち仮受消費税及び地方消費税 円 2,708,248
第1項 営業収益	29,080,000	0	0	29,080,000	30,226,774	1,146,774	2,705,259
第2項 営業外収益	129,065,000	1,153,000	0	130,218,000	137,542,013	7,324,013	2,965
第3項 特別利益	0	1,006,000	0	1,006,000	1,006,305	305	24

87

支出

区分	予算額								決算額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合計				
第1款 簡易水道事業費用	円 156,387,000	円 6,782,000	円 0	円 0	円 0	円 163,169,000	円 0	円 163,169,000	円 163,689,885	円 0	円 △520,885	うち仮受消費税及び地方消費税 円 4,533,403
第1項 営業費用	149,264,000	6,304,000	0	1,104,000	0	156,672,000	0	156,672,000	159,469,671	0	△2,797,671	4,533,403
第2項 営業外費用	6,019,000	478,000	0	0	0	6,497,000	0	6,497,000	4,220,214	0	2,276,786	0
第3項 特別損失	1,104,000	0	0	△1,104,000	0	0	0	0	0	0	0	0

地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書きの規定による予算超過支出額：減価償却費4,587,242円、資産減耗費3,418,976円

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方自治法 第213条の 規定による 繰越額に係 る財源充當 額	継続費過次 繰越額に係 る財源充當 額	合計			
第1款 資本的収入	円 47,400,000	円 10,299,000	円 57,699,000	円 27,322,000	円 0	円 85,021,000	円 84,121,000	△900,000	うち仮受消費税及び地方消費税 円 0
第1項 企業債	16,400,000	4,600,000	21,000,000	12,300,000	0	33,300,000	32,400,000	△900,000	
第2項 他会計補助金	0	5,699,000	5,699,000	0	0	5,699,000	5,699,000	0	
第3項 補助金	31,000,000	0	31,000,000	15,022,000	0	46,022,000	46,022,000	0	

支出

区分	予算額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	小計	地方自治法 第213条の 規定による 繰越額	継続費過次 繰越額		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費過次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	円 79,751,000	円 9,456,000	円 0	円 0	円 89,207,000	円 31,826,000	円 0	円 121,033,000	円 119,321,299	円 0	円 0	円 1,711,701	うち仮受消費税及び地方消費税 円 7,913,346
第1項 建設改良費	47,476,000	9,456,000	0	0	56,932,000	31,826,000	0	88,758,000	87,046,816	0	0	1,711,184	7,913,346
第2項 企業債償還金	32,275,000	0	0	0	32,275,000	0	0	32,275,000	32,274,483	0	0	517	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 35,200,299 円は、引継金 14,105,101 円、消費税及び地方消費税資本の收支調整額 3,211,438 円及び損益勘定留保資金 17,883,760 円で補てんした。

認定第6号

令和6年度座間味村下水道事業会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度座間味村下水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	合計			
第1款 下水道事業収益	円 133,922,000	円 898,000	円 0	円 134,820,000	円 138,141,664	円 3,321,664	うち仮受消費税及び地方消費税 円 1,587,296
第1項 営業収益	14,771,000	0	0	14,771,000	17,463,310	2,692,310	1,586,989
第2項 営業外収益	119,151,000	0	0	119,151,000	119,779,662	628,662	307
第3項 特別利益	0	898,000	0	898,000	898,692	692	

支出

区分	予算額								決算額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合計				
第1款 下水道事業費用	円 131,183,000	円 2,999,000	円 0	円 0	円 0	円 134,182,000	円 0	円 134,182,000	円 133,216,508	円 0	円 965,492	うち仮受消費税及び地方消費税 円 4,533,403
第1項 営業費用	128,885,000	2,726,000	0	△841,000	0	130,770,000	0	130,770,000	129,827,128	0	942,872	4,533,403
第2項 営業外費用	2,298,000	273,000	0	412,000	0	2,983,000	0	2,983,000	2,966,380	0	16,620	
第3項 特別損失	0	0	0	429,000	0	429,000	0	429,000	423,000	0	6,000	

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方自治法 第213条の 規定による 繰越額に係 る財源充当 額	継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額	合計			
第1款 資本的収入	円 17,800,000	円 0	円 17,800,000	円 0	円 0	円 17,800,000	円 0	△17,800,000	うち仮受消費税及び地方消費税 円 0
第1項 企業債	6,600,000	0	6,600,000	0	0	6,600,000	0	△6,600,000	
第2項 補助金	11,200,000	0	11,200,000	0	0	11,200,000	0	△11,200,000	

支出

区分	予算額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	小計	地方自治法 第213条の 規定による 繰越額	継続費通次 繰越額		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	円 47,864,000	円 0	円 0	円 0	円 47,864,000	円 0	円 0	円 47,864,000	円 30,415,286	円 0	円 0	円 17,448,714	うち仮受消費税及び地方消費税 円 44,200
第1項 建設改良費	17,932,000	0	0	0	17,932,000	0	0	17,932,000	486,200	0	0	0	17,445,800
第2項 企業債償還金	29,932,000	0	0	0	29,932,000	0	0	29,932,000	29,929,086	0	0	0	2,914

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 30,415,286 円は、引継金 5,567,475 円、消費税及び地方消費税資本の収支調整額 44,200 円及び損益勘定留保資金 24,803,611 円で補てんした。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第7. 認定第1号 令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これから質疑を行います。歳入歳出1人3問までの質疑とさせていただきます。質疑ありませんか。1番又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今回の決算に当たり、監査員、また所管の職員の方々に、お疲れさまでしたということを言いたいと思います。御苦労さまでした。監査員の意見書の中に、収入増の中で特別会計繰入れにおける割合が高くて71%と、船舶事業からの貸付け分の戻りを含め、財政措置の観点から基金からの補填が増えたということが書かれています。そのことについて、村長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

予算編成に当たってというところから始まると思いますが、基本的に、特に公営企業に関しては独立採算性が絶対だということがあります。それ以外にも、国保、後期高齢者等いろいろな会計がございますが、企業会計とは違う会計もございますけれども、そちらも収入で基本的にはどの特別会計においても、歳入で賄うというのは大前提であります。しかしながら、例えば国保に関しても、それ以上の支出が出てくることもございますので、どうしてもそれぞれの会計の自主財源、あるいは県、国からの補助金だけでは賄えない部分があるというのは実情としてございます。そういう中で、一般会計からの繰り出しが多くなって出していくわけですが、一般会計においても、基本的には歳入は、当該年度の歳入でしっかりと当該年度の歳出を賄うだけの予算措置をしないといけないという大前提の中で私たちは予算編成をしている状況であります、どちらにしても、昨今の、例えば物価高騰等を含めて、いろいろな予期せぬことがあったり、あるいは国保に関しても、分母が小さいものですから、予算規模が小さい、それと人口が小さいことから予算規模も小さくなるので、個人名とかはもちろん出せませんが、大きな手術費用を伴うような病気が1人でも発生するだけで、多額の保険料が出ていくということがございます。そういう場合には、もちろんできるだけ中で収めなきやいけないんですが、足りない部分はどうしても一般会計から出していく。あるいは、企業会計におきましても、新たな設備投資をする場合、例えば工事がある場合においても一般会計ではなくて、補助金であったり収益であったり、あるいは起債という借入れの中でやっていくんですが、それでもどうしようもなく間に合わない場合というのは、仕方なく一般会計から繰り出すということで、概念としては、繰入金は幾らまでですよ、みたいな概念はあるんですが、実態としてはそれを超えているというのが全体的な流れだと思っております。特に、ここ数年の一般会計からの流れで言いますと、繰出金で一番多いのは、やはり公益企業の中の船舶になろうかと思っております。これはコロナ禍のときに収益が入ってこない状況の中での維持費、それからコロナ禍が終わって、やっと経営的には安定するのかなと思ったところでの、いわゆる物価高騰から来る修善費、ドック費用、それから燃料費、人件費の高騰ということで、なかなか収益から、収入からだけでは賄えない部分があるということでございまして、昨今の社会情勢が如実に反映されているのが、ここ数年だと思います。その中でも物価高騰で一番のあたりを受けているのが、公益企業の中の船舶ということで、今回、せんだって行われた臨時議会の中でも、船舶のうちの値上げ等々について、いろいろと議論をさせていただいたところでございます。これにつきましては、また改めて議論をさせていただきますので、今日は話はしないでおきますけど、そういう外的要因が非常に最近は多くなってきたというところからの

一般会計から出すというわけではなくて、いわゆる預貯金である財政調整基金からの繰出金が非常に増えてきたということでございます。現状といたしましては、3億円ちょっとぐらいの財政調整基金が積まれておりますが、私が就任したときが1,000万円前後、一番多いときで7億円弱、そして船舶の会計でも船舶財調を持っておりましたので、あのときはトータルすると9億円ぐらいあったんですが、それのほとんどとは言いませんが、社会情勢の中で出ていってしまっているという部分がございますので、ここはしっかりと船舶運賃の見直しであったりとか、いろいろな形で歳出を減らしていくような努力をこれからもしていきたいと思っております。とはいって、これまでいろいろな行財政改革をしたことでの財政調整基金も積み上げてきましたので、これまで同様頑張っていくということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。村長のお言葉の中で、やっぱり税収を上げることも私は、今、美ら島税、入島税、前に何回か議論したことがあるんですけど、たくさんの観光客が来ています。それによって、もう本当に日帰りもとっても多いです。その中で、ごみ処理問題とかいろいろ村の財政を圧迫している部分もあると思います。ぜひ、前に議論していた入島税とか美ら島税の部分も頭の中に入れていただきたいと切に思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。まず入島税の見直し、あるいは、これは一番、この二、三年で吉之介議員のほうからいろいろ話がありました。なくなったわけではなくて、目的税、普通税、どっちがいいんだという議論を、まさしく今、職員の中でさせていただいているところです。これからどういった仕組みで、いわゆる普通税がいいのか、目的税がいいのか、あるいは現行の目的税をどうするのかというところも含めて、職員のほうでしっかりと議論をしているところでございまして、次年度に向けて、また12月ぐらいでは中間報告ができるのかなというふうに思っているところです。中間報告ですね。今年の12月。これは来年の4月からするとか、そういう意味ではなくて、今の議論がまさしく進んでいっている状況ですので、その中間報告等も、ある程度議論が煮詰まつてくると思いますので、また12月には御報告をしたいということ。それとは別に、座間味村ではなくて沖縄県が宿泊税を取るということで、今回の、今まさしく開会されている9月定期議会の委員会での採決では全会一致か何かで通っているということですので、本議会でも宿泊税については通ると思います。この宿泊税の考え方は、もちろん宿泊する方に対しての税率で取ることになっておりまして、それは、座間味村においても、沖縄県が使う分と41市町村にそれぞれの配分の仕方が多分あると思うんですが、配分金があるというふうに聞いておりますので、そういったものも含めてしっかりと活用していきたい。新たな税と、ごみ処理については、西田議員のほうからもしっかりと話を聞かせていただいておりますので、そういったところにも充てられるような、新たな税の仕組みというのは、私の今期の一つの大変な宿題だというふうに考えておりますので、しっかりと職員と議論をしながら、議員の皆様方には御提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

3回目です。これで終わります。ぜひ、12月の中間発表を楽しみにしております。歳入に関しては以上です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

議長、ちょっと確認をしたいんですけども、議会が始まる前に議長のほうが、歳入について3つまで質疑、歳出についても3つまでとおっしゃいましたが、これは令和6年度の決算、一般会計でも多岐にわたるものなんですけども、たった3つでは多分収まらないと思います。会議規則に載っているところを調べると、会議規則の55条のほうで質疑の回数というのがあります。質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではないとあります。歳入で3つ、歳出で3つということになると、かなり限られた質問になってですね、これは本当に審議を問うことができるのか、ちょっと疑問に思うんですけども、おっしゃったとおりの歳入、歳出、それぞれ3つずつで進めるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

これは申し上げたけど、もちろん今西田議員は……。

休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

じゃあ、全体的な大きな質問からまずは行きたいと思いますが、令和6年度委託料金の一覧をいただきました。この中ですね、やはり執行率、支出済額を予算減額で割ると、それで掛ける100をすると、この予算に対してどれぐらいの割合でこの事業がなされたかという数字が出ると思います。中には予算を組んだけど、結局執行されてないよねというのも、たくさん出てくると思います。こういった、また12月に予算の編成があると思いますけども、できるだけこの執行率100%を目指す取組について、毎年度ですね、恐らくいろんな話合いをされていると思います。今後も具体的な執行率100%に向けての取組について、何か新たな取組があれば教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

新たなというか、毎回毎回定例議会において補正予算を提出させてもらっております。その中でやはり各課には再三、総務課からも指示はしておりますが、今言うように歳出の見直し、当然歳出が増える場合もあります、減る場合もあります。増える場合には、極力歳出だけ持ってくるわけではなく、歳入も探してこいと。できるだけ財源の確保を努めるように指示はさせてもらっております。また、歳出も年度内の事業着手、事業完了が無理なものであれば、西田議員がおっしゃるように減額補正して、執行率を上げるような取組を現在も行っていますが、さらにまた12月、3月とありますので、また今年度の決算につきましても、これ以上の執行率を上げるために、極力予算を適正に管理して執行できるような体制は総務課を中心に行っていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。令和6年度の決算全体を見ても、やっぱりかなり厳しい数字が並んでいます。先ほど村長も答弁されていたように、国とか県からのお金がないと回らないというのが実情です。確かに船舶もそうですけど、あまりお金お金というよりもですね、本来の、民間の企業、法人さんとかだと正々堂々と利益追求というものを掲げて、それに対してコストをかけたり、投資をしたりして、利益追求とは何ぞやというのを表にして大義名分で進められると思います。ただ、行政となると、役場の本来の仕事は何かというと、行政サービスを行うことであって、本来は地域住民の住んでいる方々の幸福度の向上だと思います。ちょっとそれを決算の時期なのでお伺いしたいんですけども、令和6年度、もう20億円近い予算を組んで、歳出もそれに近いものが出ていっています。村民の幸福度が、この令和6年度は満たされているか、向上しているか。要は令和5年度よりは6年度という形で上がっていっている実感があるかをまず村長のほうに伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

なかなか答えづらい質問ですが、難しい状況だとは思っております。これはですね、座間味村行政を擁護するつもりもなく、あえて話をさせていただきますが、私たちが生活する環境というのは外的要因が非常に大きいということがまず一つあります。物価高をはじめ、いろいろな物価高を中心とした生活しづらい環境が出てきたということは非常に大きいと思っておりまして、そういうのに対処療法で私たちは国費を使いながらどういった形で行政サービスを充実させていくかというところに非常に苦慮しているところです。補助金だけでは賄えない部分がございますので、その分を一般財源で賄う。あるいは補助率が80%とかと決められている部分があれば、その裏負担分の20%は出しますよとかですね。国の施策を使いながら、目新しいところで言いますと、中学を卒業して出していく子供たちに20万円を交付金としてお渡しさせていただいて、その子供たちが進学しやすい環境をつくっていくとか、いろいろなこともさせていただいている状況ですが、それと同時に先ほど言った物価高等をはじめ、いろいろな社会情勢がある中で、私たちが行政サービスをするとなると、なかなか制約が厳しいものがありますので、100%の住民皆さん全員が幸福度を感じているかというと、なかなか難しいところではあると思っております。

一方で、一つ考えられるのは、そういう中でも船賃の低減化であったりとか、病気で通院をしないといけない方、あるいは妊婦健診等々、これまでいろいろな施策の展開をすることによって、既に行われている住民サービスもありますので、言い方はおかしいのかもしれません、毎年当たり前のように私たちは予算措置をさせていただいておりますが、それが新しくいただける、享受できる住民サービスの場合はうれしいという気持ちが出てくると思います。これが同じことが何年も続いていくと、これが普通になっていくということも含めて考えますとですね、なかなか幸福感を享受できる環境にはないというふうに思っております。

しかしながら、行政といたしましては、そういう中で当たり前になった行政サービスを何年も当たり前に続けていくことというのはとても大切であるし、その財源をつくるのも非常に大切な仕事だと思っておりますので、村民の皆様方がどれだけ幸福度を感じているかというのはなかなか計り知れないんですが、しっかりと今ある行政サービスの質を低下させないこと、新規の新たなサービスを作ったら、それを途中でなくさないこと、そういうことをしっかりとやっていくことが大切だというふうに感じておりますので、これからもしっかりと行政サービスをすることで幸福度が上がるかどうかというのはなかなか個人差があると思うんですが、座間味村に住んでてよかったというふうに思えるような、もちろん私の公約の一つでもあります

で、そこは最大限に頑張っていきたいというふうに思っておりますので、ぜひまたいろいろと議論をさせていただく中で、必要な予算措置等々についても御検討いただければありがたいなというふうに思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。本当に当たり前になってしまふと、そのありがたさが分からなくなるというのは本当にそのとおりだと思います。我々もあまり——あまりというか、お金がないお金がない、どうやって金を作るんだという話も必要ですけれども、時には原点に戻るというか、じゃあそもそも島の村の村民の方々の幸せとは何ぞや、幸福度をどうやって上げていくかというのも考えることが必要だと思います。それも踏まえて村長の答弁は前向きでよかったですし、僕らもそういうふうなのが続していくように頑張っていきたいと思います。

その中で、毎度のことなんですが、頑張る観光支援事業について少し伺いたいと思います。船舶のほうから資料をいただきました。言葉のミスだとか、表記のミスがあるんですが、それは後で伝えるとして、がんばる観光支援事業、歳出のほうで、ケラマブルーカップをはじめ、座間味島祭り、サバニ帆漕レース、ヨットレース、ファン感謝月間、ホエールウォッキングフェスタ、総額1,164万2,000円が当初で組まれています。これは沖縄の特別措置の一括交付金、通称ソフト交付金と言われるもので賄われています。座間味村は沖縄振興交付金の事業計画というのを毎年度出していると思いますが、始める事業と終わる事業の年度の記載がありまして、この一括交付金、ソフト交付金が今のところ令和14年度までは出ますよということで、沖縄の特別措置が続くということで、それに伴って一括交付金、ソフト交付金のほうも令和14年度までということになっています。この座間味村の交付金事業計画を見ますと、座間味村がんばる観光支援事業ということで同じ予算がですね、大体3,000万円ぐらいが組まれています、令和14年度まで。前からお話ししているんですけれども、このがんばる観光支援事業、本当に一括交付金頼りで進めていっていいのかというのを何度も提案したと思います。というのも、交付金が切れたたら、せっかく積み上げてきたこの祭りのノウハウも、それを楽しみにして来る観光客も、村民の皆様も、来年からないよということになりますかねない。そくならないためにもしっかりと交付金は出されけれども、これがいつまでも続くと思わないでよという形で、自走させる取組が必要だと思います。けれども、予算書から決算書を見ますと、毎回言われた金額を出している。なかなか自走というか成長が見られない。これに関して令和14年度まで一応一括交付金を使いますよと記載はありますけれども、どのようにそれぞれのイベント、祭りごとを育てていこうという気概があるのか。そうすることで、本来1,000万円近くそこに継ぎ込んでいたお金が、その半分になる、3分の1になるということで、ほかの、今、村が抱えている予算が足りないところにお金を回すこともできると思います。一般質問でも言いました農業関係、漁業関係もそうですし、保育的なところもそう。使えるお金をどうにか、観光支援は大事だと思いますけれども、育てつつ、お金をほかに回すという考えがあるのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

肝ですね。さすがにそこは本当に私も肝だと思っております。一括交付金の制度が始まって2回目になるんですね。前回の沖縄振興特別措置法から一括交付金という制度が始まっています。今の沖新法が始まっています。ただ、沖新法もずっとあるわけではないということも含めて考えますと、さらに予算が毎年縮小

されていくということを考えますと、本当にそこはしっかり肝として考えていいかといけない。これまでの話で言いますと、例えば、座間味村観光協会を一括交付金を活用して設立させていただきました。補助金団体でございます。そういった中で環境省と連携をしながら、これまででは座間味港のターミナルにあったものを、環境省が造ったビジターセンターの中にスタッフを入れることによって、あるいは環境省と座間味村と座間味村観光協会で共同運営をしていくような形を取ってみたり、環境省の計らいで、今の座間味島にあるビジターセンター、座間味青のゆくる館に関しましては、物販をさせていただいたり、飲食ができるようなスペースを設けるような仕組みを環境省の予算で造っていただいたりということで、いかにすれば自走ができるかというふうなところに話を持っていきながら、観光案内所的な、あの場所の運営を少しでもよくしていこうということで頑張っているところでございます。補助金もいつまでも使えないという前提の下で、スタッフに技術的な知識的なものがあるものですから、環境省の委託事業を積極的に、当時、私が会長のときからやっているんですが、委託事業を環境省からいただいたて、それを運転資金に回してみたりということもさせていただきました。近年では、今年行われたサバニ帆漕レースに関しましても、県外から来ていた主要なメンバーが抜けまして、それに伴ってどうするんだということで、新たなスポンサーということで2社に協力をいただいておりますが、まだ発表はできませんが、新たにあと1社、協賛していただけるという話があったりということで、そこにも積極的にアプローチをさせていただくことで、いわゆる企業からの寄附金等も含めて、事業費を抑えずに楽しくイベントができるような環境づくりをしたいというふうに考えているところでございます。

また、直接私たちは関与しておりませんが、補助金として流しているS U Pの大会に関しましても、運営費の中でボードを選手が運ぶのはお金がかかるので、補助金でいろいろとやってきた部分もありましたし、それと個人で持っていた部分に関しましても、私の知り合いが大手の運送会社の会長をしているものですから、そういったところと連携をしていただくことで、安く県外からのボードを持ってきてもらうような環境づくりをするということも含めて、少しずつではあるんですが、改革をしていっているところでございます。

とはいって、西田議員がおっしゃるように、まだまだ道半ばでございますので、じゃあ5年後どうするのという話は常に話をさせていただいております。ちなみに、このイベントだけの話ではなくて、沖縄振興予算が5年後、6年後からなくなる可能性があるよ、これから先、自前で自走できる座間味村にならないといけないよというのが、それよりもさらに大前提としてあるということで、職員には職員研修といいますか、年度初めの話の中でも沖縄振興予算はいつまでもないよ、このままで同じような行政サービスできますか、だからといって私たちは収益事業があるわけでもないので、どうやっていこうかねという話を常にさせていただいているところでございます。答えはまだまだ見つかりませんが、しっかりとその辺も含めて、職員とともに、まずはこの4年間の中でいろいろな方策を見出していきたいということでございますので、ぜひともこれからも御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ソフト交付金ね、1回使っちゃうと打ち出の小槌のようにお金が湧いてきますので、どうしても依存しがちですけれども、ぜひこのイベント、自分たちのお金、もしくは自分たちで企業さん、もしくはほかの方々から協賛いただいて貰えるように。阿嘉納涼祭を見習っていただけたらなと思います。座間味の方々からの参加も多くなってきています。持ち出しなしであれだけの祭りを作れるので、必要があれば納涼祭の実行委員会に話を伺ってみてもいかがでしょうか、ということで、次の質問になります。

これは一般財源のところで、村営バスについての質問もしてもよろしいですか。ありがとうございます。

村営バスの収支表というのをいただきました。大きくですね、これまでコロナ禍以外ではプラスを生んでいたんですが、令和6年度、収入額1, 139万4, 900円ですが、支出で1, 400万円ほど出ていて、マイナスの338万2, 911円となっております。この理由ですね。令和5年度の終わりから入ってきます委託料というのが、ずっと令和6年度のほうにも入ってきてるんですね、毎月7万円ほど。これの詳細も併せてお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず、令和6年度の決算におきましては、令和5年度に新車のバスをリースにて導入しております。そのリース料が令和6年度から始まっています。年間にして500万強ぐらいのリース料をお支払いしております。さらに、この7万円の委託料に関しましては、3か月に1回、法廷点検がありますので、そちらのバス会社に委託契約をして、点検をしていただいている経費となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

3か月に1回の検査の委託料が7万円。平成29年度からの資料があるんですけど、令和5年の1月までは記載がないんですが、それまではどうやっていたんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

その都度、修繕会社へ出しておりました。修繕費という形で計上させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今のことできちんとお聞きしたいんですけど、リースであれば、委託料はかかるんじゃないんじやないですか。委託料込みの点検込みのリースではないということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

はい、そのとおりです。別で法定点検、車検等の委託をこの7万円で行っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ざっとですね、今、平成29年度からの修繕費、まあ波があるんですね。年によっては5万円台で終わるときもあれば、90万円行くときもあります。ただ、毎月、今後7万730円、年間にして、最後3月かな、34万円ぐらい入れると、112万4, 760円が委託料として出でています。どうして、毎回修繕、修繕で、修繕費だけ払えば112万円も払う必要がない年も出てくるおそれがあるんですが、なぜこのような、より経費がかかる選択をしたのか伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回、この法廷点検等を委託しているんですが、こちらにはタイヤ交換とかもろもろ修繕費も含まれていますので、より確実に修繕ができるのかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それでも修繕費で別で34万円組まれているんですが、村営バス、これまで収益を出してたのに、これからですね、令和7年度、8年度って、要は船で運ぶお客さんの数は決まっているわけで、そうすると年間トータルバスの運行でシーズナリティを見ても、恐らく乗船できる乗客数の数は大まかに予測できるわけで、そこから算出しても、今後支出額が増えていく傾向になってくると思うんですけども、もちろん燃料も高騰してくると、またね。今までせっかくちょっと黒字路線だったのが、赤字も赤字、めちゃくちゃ真っ赤な、何百万円という赤字を生む村営バスになっちゃうんですけども、ここでもまた、バスの運行に係る経費が強すぎて、村の財政を圧迫するんじゃないかというおそれが出てきます。委託料を本当に続ける、コストをかけるだけの意味があるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

委託してしっかり対応して、車両の維持管理をちゃんとしていくたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

同じバスの件で質疑です。この収益事業を上げなきやいけないと、先ほど村長もおっしゃっていました。そういう観点からして、例えば、今、運賃は300円でしたか、もちろん燃料の高騰もあります。これだけのマイナスで運営しているとなれば、運賃値上げとか、そういう検討はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今、文江議員がおっしゃるとおり、物価高騰、燃料費高騰等も踏まえて、バスの料金のみならず、キャンプ場等の料金の改定を今、検討しているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

その際、住民の足となる部分もあると思うので、やっぱり住民のところは抑えていただいて、日帰りの観光客がたくさん来られるので、ぜひそういう収益、赤字じゃ困るんですよ。収益を上げるような努力が、ほかの使用料を一つ一つ細かく見ると、収益が上がっていないので、ぜひその中身の検討、どれだけの支出があるのか、よく考えて検討していただきたいと思います。また、そういう……、今、バスは何台ありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今、3台あります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

そのバスの中で、この間、故障したということで放送がありましたけど、これは高いリースの大きいバスですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

そのとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

それだけ維持管理にお金をかけていて、故障しているというのもいかがなものかなというふうに思います。ぜひ、そういうところも検討していただきたいなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません。今月がちょうど3か月に1回の法定点検の時期でありましたので、この3連休までは、どうにかこの大きなバスで運行したいと思っておりましたが、その前にタイヤのほうがバーストしてしまいましたので、昨日、持たせて修理を行っているところです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

一般会計のところの、いろんな補助金とか入れて回していると思います。この後、今日はもう時間がないから明日になると思いますが、船舶でも一般会計からの流用があります。資料の付属の4ページに、令和6年度の決算積立基金明細書というのがありますが、その中に財政調整基金、今、残高のほうが令和6年度時点での2億3,039万1,423円となっています。明日、また補正予算でもありますが、船舶のほうでもまた数千万単位の支出が計上されました。ちょっと質問なんですかけども、この一般財源、財政調整基金から、もう2億円ぐらいしかないんですが、これが尽きちゃった場合、それでも支払いが必要。村債とかいろいろ借り入れしていますよね。その返済計画も、明日出てくるところになりますが、この後、令和10年度、11年度、13年度とかなりのお金が返済に充てるところが出てきます。返済計画もしかりですが、万が一、これ、例えば2億円がまた今年度内にほかの事業で必要になって出てきました。財政調整基金がもうないです。そういったとき座間味村はどうなるんですか。そのときは財政破綻も視野に入れないといけないのか、伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

実質それぐらい考えないといけないと思っております。それぐらい逆に言うと、異様な物価高騰状況だというふうに私は考えているところでございまして、その対策のために、対応のために、一刻も早く料金の改定をしたい。船舶に関してはですね。その中で料金の改定をすると同時に利用者の皆さんには負担をかけて

しまいます。村民の皆さんには据え置きで、それ以外の方々には負担増になってしまうんですが、それでもなお、旺盛な需要が今のところ座間味村には観光がありますので、そこを御理解いただく中で、しっかりと収益を上げていくということ。それと、将来的には船舶の会計に関しましても、今は非常に厳しい状況がありますが、物価高騰がどうなるかというのが一つと、もう一つは、今の船の償還、借金の支払いがどうなつてくるかといいますと、来年度か再来年度がピークです。支払いの年額としてですね。それがちょっとずつ落ち着いてくるというのも踏まえて考えますと、今のうちにしっかりと料金を上げることで、できるだけ一般会計に影響を及ぼさないような環境をつくるということと、併せて、これが黒字に転じた場合には、しっかりとこれまでお貸しをしていた、一般会計から特別会計に繰り出しをさせていただいたお金を回収させていただく。回収をすることで、財政調整基金を増やしていくということでももくろんで、料金設定をしたいということなんですが、この料金設定に関しましては、国交省の認可ということで、今、かんかんがくがくているところでございますので、この件につきましては、また改めて次の議会で説明させていただきますけど、認識としては、この財調がなくなったらどうなるのか。まさしく財政破綻というのがもう目の前に迫っているというふうに考えていいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

別の質疑です。一般的なあれなんですが、3ページを見ていただくと、固定資産税に関して未済額が大きいです。この件に関して説明していただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

3ページとありましたが、多分3ページでは説明しづらいですので、10、11ページをお開きください。11ページ右側ですね、固定資産税、現年分、滞納分とあります。現年分に関しての収入未済額は169万円、滞納分の収入未済額として、470万円弱となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

この回収ができないということ、滞納分があるということで、その努力はどうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

毎回、議会でもお話ししておりますが、まずは基本的に督促状、催告状、戸別訪問、沖縄本島におきましては臨戸等、そういうもので対策を取りまして、実施させてもらって、滞納額に関しましては収入済額、200万円というのは早々取れない額だと思っております。今までの流れで470万円弱とありますが、単年度で200万円を徴収しているというのは、職員としてはかなりの頑張りだと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

その11ページの下のほうに行きまして美ら島税があります。その中に、収入未済額が2,000円あり

ます。この美ら島税は、切符を買うときに100円ずつ皆さん払っていると思うんですけど、この収入未済額というのは、小さい金額ですけど、どういうものか教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

美ら島税におきましては、まず、御理解いただきたいのが、本村の船舶所有者のみならず、不定期航路を持っている方も特別徴収納税義務者となっております。例えば、沖縄本島からチャーターで不定期航路で来る場合も、そのときに申告はありましたが、年度内に納めきれなくて、この2,000円が収入未済額となっております。しかしながら、5月の決算以降しっかりお支払いしていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

美ら島税の支出のほうですけれども、予算計上状況を担当のほうから聞きました。この決済額が1,11万3,100円の中で、観光関連施設等の清掃、また、座間味村草刈り委託業務、村道草刈り委託とありますが、これはそれぞれどこの業者に支払ったものか、分かりますか。それとも区の草刈りの費用なのか、教えていただけますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この予算に関しましては、区ではなく、村内の事業者に委託している委託料となっております。区の補助金とかは別で委託料となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

じゃあ観光関連施設等清掃に関しても、村内の事業者、どこを掃除して清掃代が出ていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

キャンプ場とか展望台も含めて、全ての観光施設周りの草刈り等となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。 1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

美ら島税の、前後するんですけど、納税のほうの歳入に関してお聞きします。定期航路以外、先ほど言った、何航路でしたか、例えば観光で、ヨットで来たりとか違う船で来たりとか、そういう方からも徴収、今実際、それ以外の徴収のほうです。していますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には特別徴収納税義務者となっていませんので、直接的にお支払いしているところはありませんが、例えばヨットレースとか、そういう場合は実行委員会のほうが特別聴取義務者となって、納めていただ

いておりますが、一般的に、普段ですね、個人的に来るものに関しては特別徴収納税義務者ではないので、徴収はしていませんが、本来でしたら、ぜひとも納めていただけたらなというところはあります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

座間味に入る、遊びに来られるということで、美ら島税は1人100円ではありますが、村民も払っている100円です。ぜひ、観光課の仕事になるのかなと思うんですけれど、港に着いたときに、例えば徴収に行くとか、そういうことは、今後考えられますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

この美ら島税を設置するときも、そういう議論が出て、確かにそれが望ましいことではあると思います。全員入ってくるのに対して100%取れるのが。説明会のときにもあったんですが、そこまで村が責任持つてできるかというところは、なかなか厳しいところがあって、今言うように、どちらも周知をですね、そういうPRをしながら、その船舶は船舶でありますので、船舶の職員が、入ってきた船を全部把握できるわけがございませんので、やはりその辺をどうにかして納税していただくような周知は、総務のほうで考えていいきたいなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ぜひですね、先ほども村長がおっしゃっていた、利益を得るように村の経営としてやっていかないといけないと思います。村民も払っている、いろんな人も、入る人は払っているのに、ぜひ周知していただき、ご本人から立派に納税していただければ一番ありがたいんですけど、いろんなところから座間味に遊びに来ています。ぜひ、検討をよろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 令和6年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会 (午後 3 時 36 分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 西 田 吉之介

署名議員 垣 花 太 郎